

DC812  
27



\*0025089000\*

0025089-000

DC812-27

移植民及海外拓殖事業

拓務省拓務局

1931

ADE

1307 1206

昭 9  
A  
1396

昭9  
A  
1396

昭和六年三月

# 移植民及海外拓殖事業

拓務省拓務局

昭和9年5月28日

田

昌  
展寄贈

昭9 A 1397	昭9 A 1396
-----------------	-----------------

昭9  
A  
1396

DC812

27



735286

本書ハ海外思想普及ノ資料ニ供セン爲移植  
民及海外拓殖事業ノ概要ヲ記述シタルモノ  
ナリ

昭和六年三月

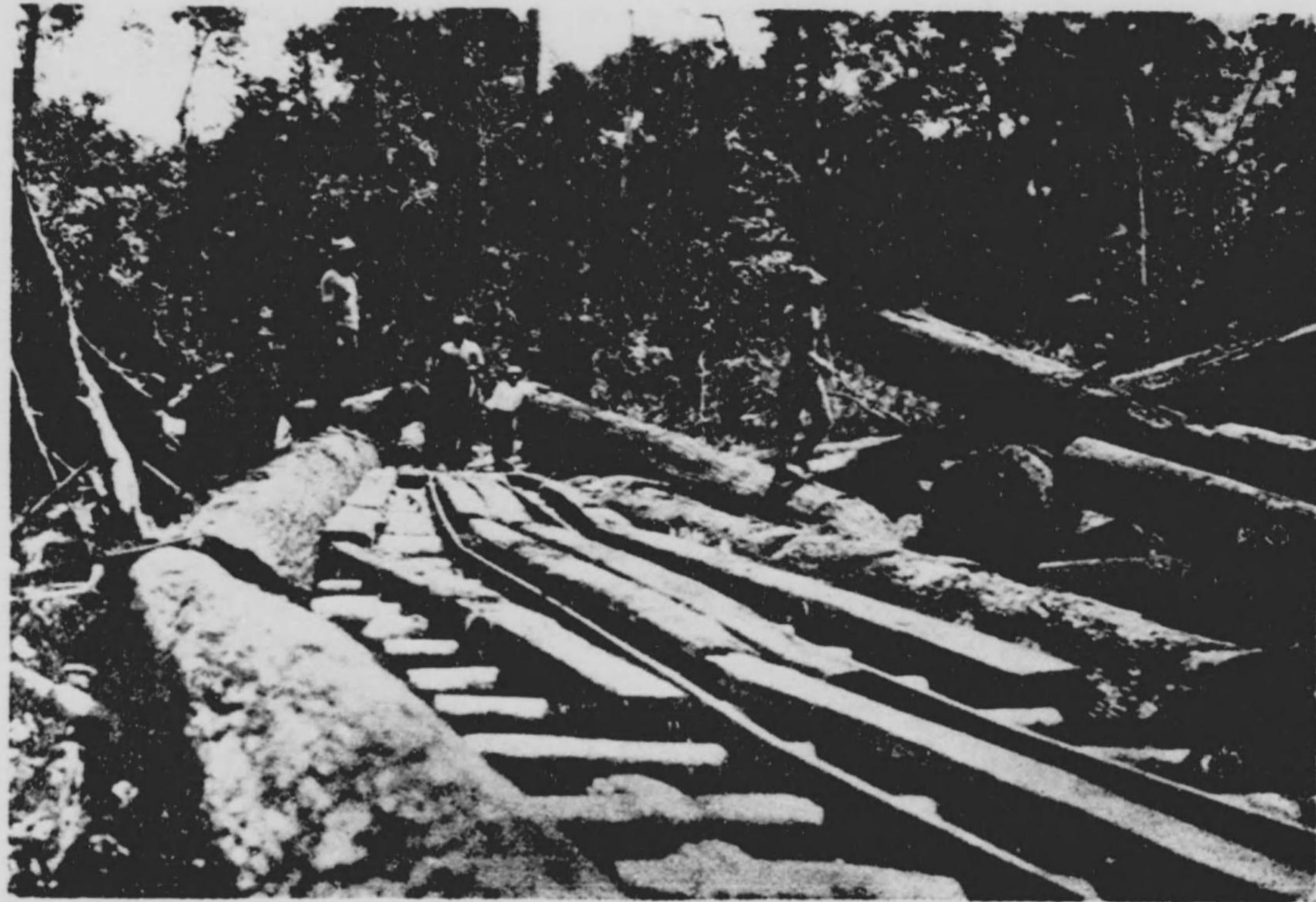
拓務省拓務局



フィリピンニ於ケル邦人ノマニラ麻栽培



南洋ニ於ケル邦人ゴム園



南洋ニ於ケル邦人經營ノ木材業



南米ブラジルコーヒ園

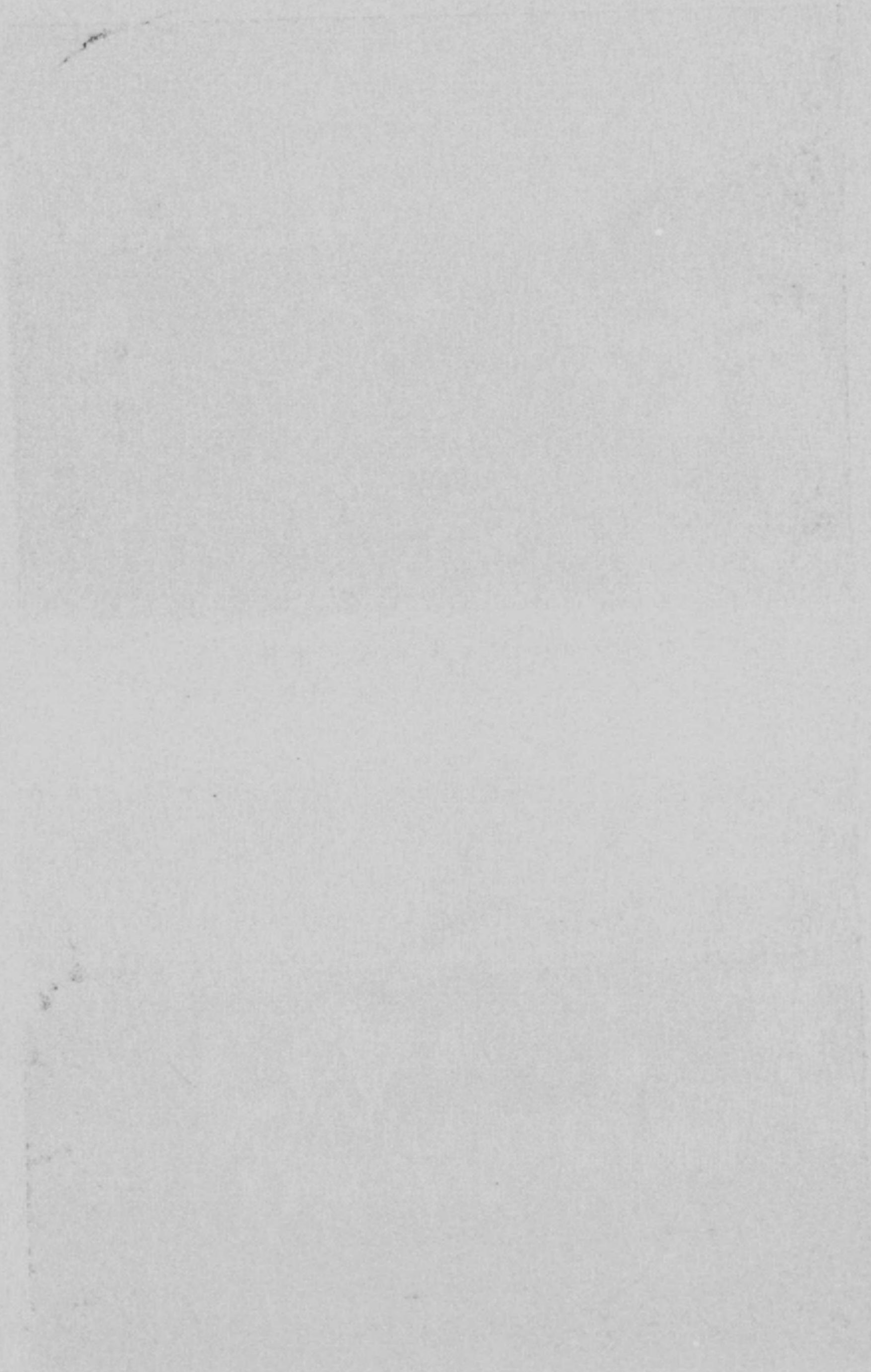
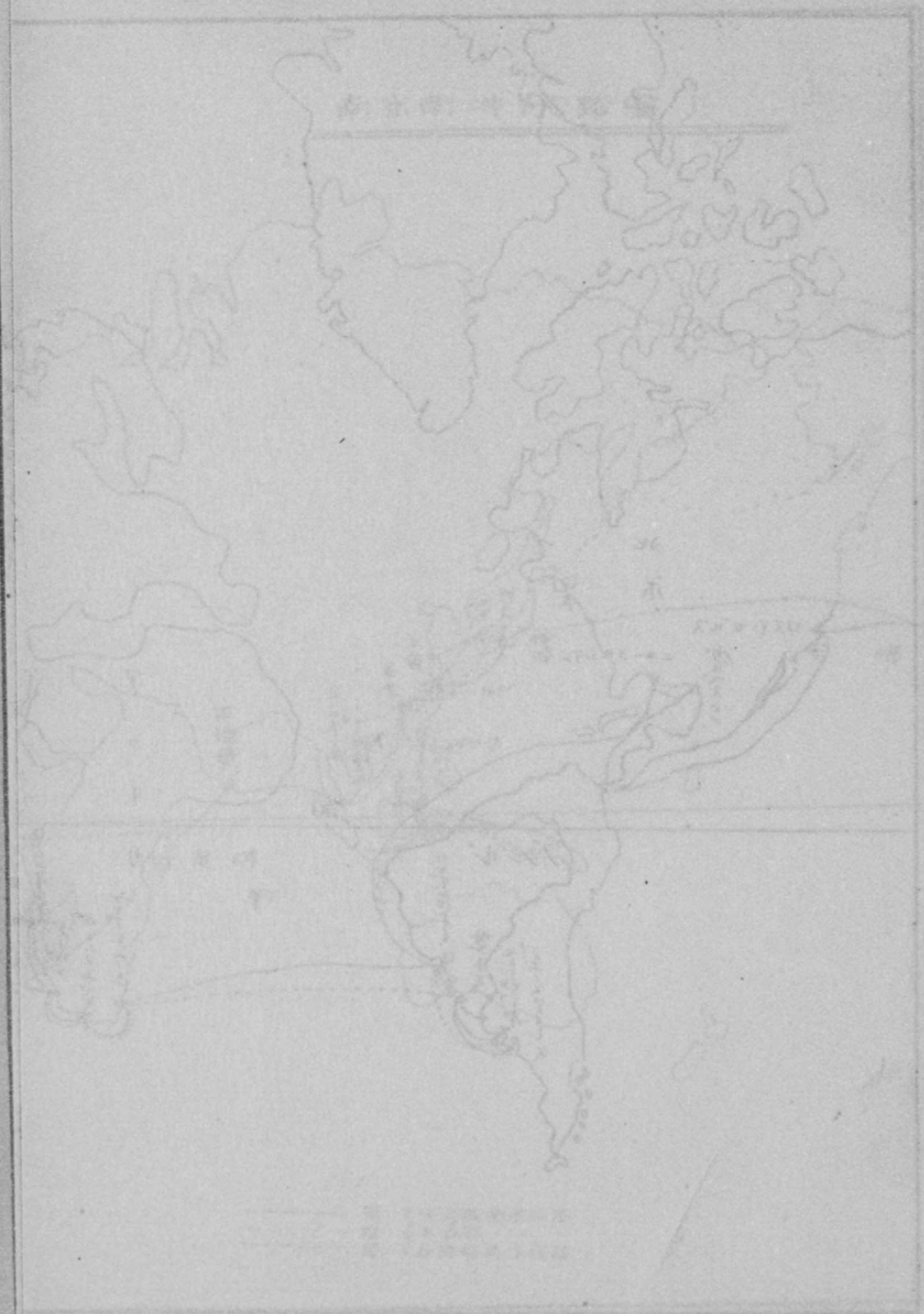


ブラジルニ於ケル邦人ノ米作




ブラジルニ於ケル日本人小學校



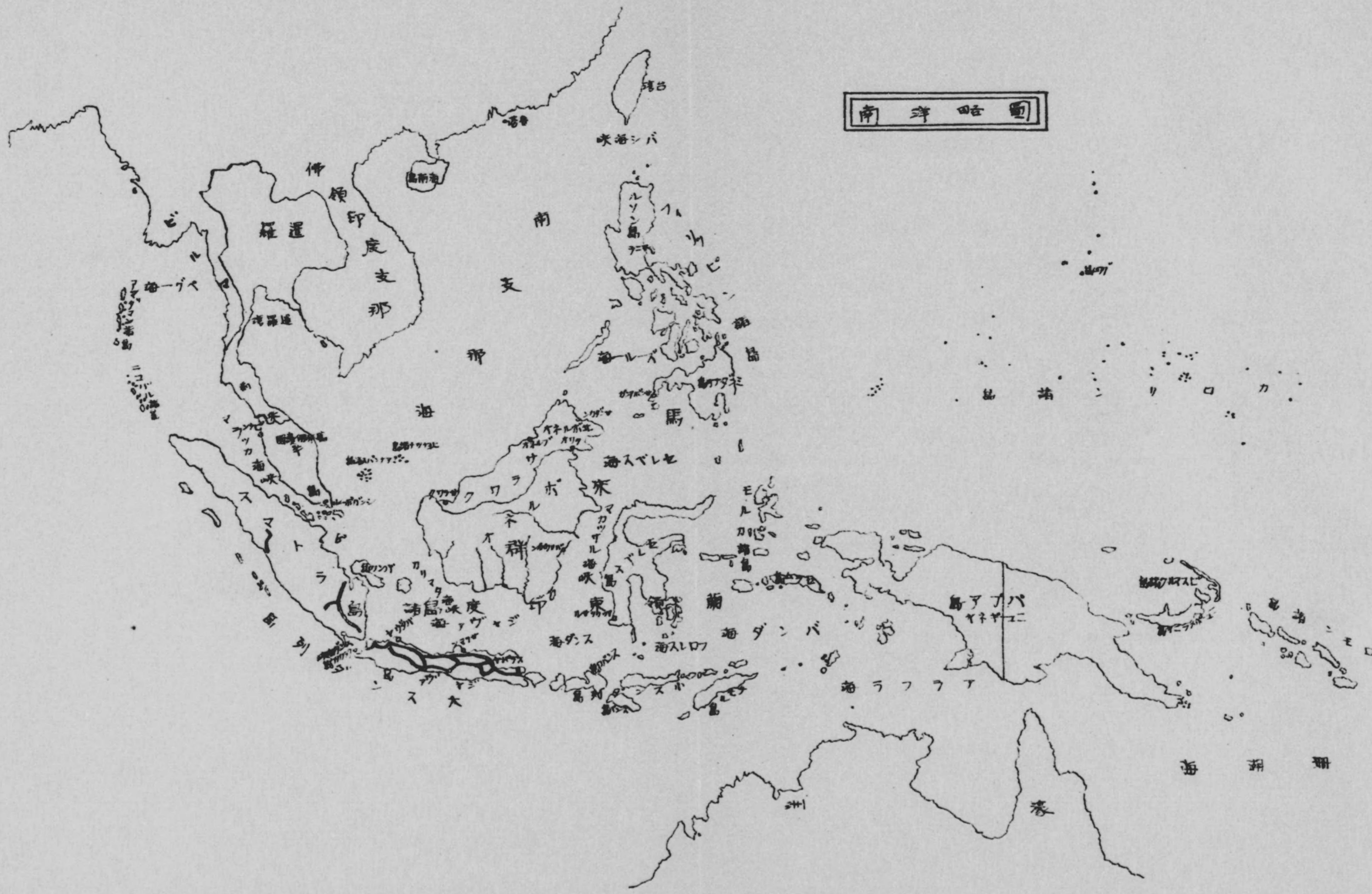


# 南米南洋航路圖

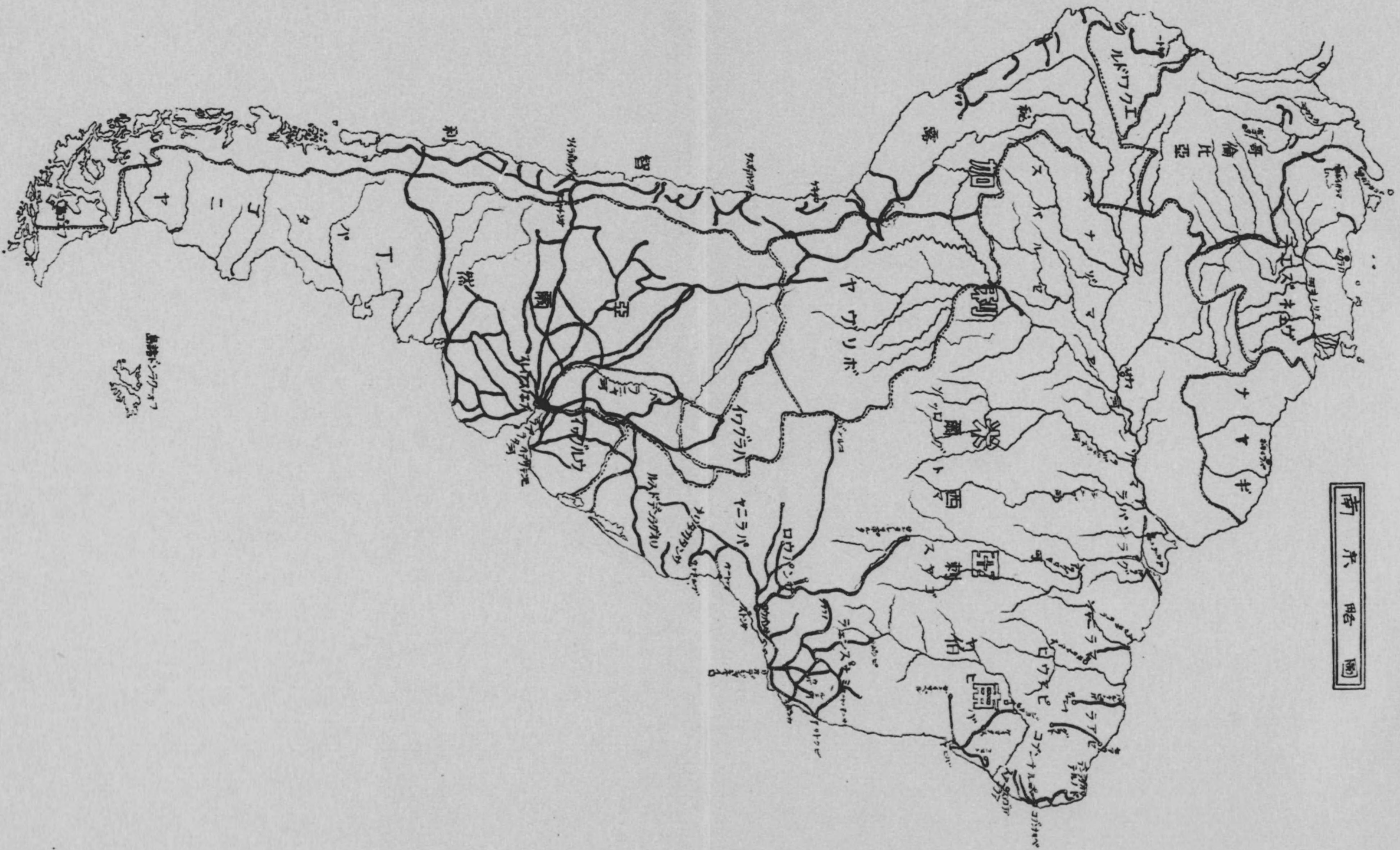


- 線 大阪商船南米航路
- - - 線 日本郵船
- · - 線 大阪商船南洋航路

南洋略圖



南米略圖



# 移植民及海外拓殖事業

## 目次

第一章	移植民	一
第一節	海外移植民の沿革	一
第二節	移植民の現況	五
第一目	總説	五
第二目	中南米渡航移植民の狀況	九
第一	ブラジル	九
第二	アルゼンチン	二
第三	ペルー	三
第四	其他の南米諸國	五
第五	中米	五
第三目	南洋渡航移植民の狀況	六
第一	比律賓群島	六
第二	其他の地方	八
第三節	移植民の種別並渡航方法	九
第一目	移植民の種別	九

第一	珈琲園移民	二〇
第二	海外移住組合の移民	二二
第三	拓殖會社の移民	二三
第一	海外興業株式會社	二三
第二	南米拓殖株式會社	二三
第三	アマゾン興業株式會社	二三
第四	日亞	二三
第四節	タウアオ麻耕地移民	二天
第五	其他	二七
第二目	渡航方法	二六
第一	外國の關係法規	二六
第二	我國の關係法規其他	二九
第四節	移植民獎勵並保護指導に關する施設	三三
第一目	政府の施設	三三
第一	宣傳に關する施設	三三
第二	獎勵に關する施設	三三
第一	汽車賃割引	三三
第二	渡航費補助	三三
第三	移民取扱手数料全廢報償金	三三
第三	渡航前に於ける教養、保護に關する施設(移民收容所)	三三
第四	運送に關する施設	三三
第一	鐵道	三三
第二	移民船	三三
第三	輸送途上に於ける教養、保護施設	三三
第五	移住地に於ける教養、保護施設	三三
第六	民間諸團體に對する指導助成	三三
第二目	民間の諸施設並其活動狀況	四一

第一	海外興業株式會社	四一
第二	海外移住組合	四一
第三	南米拓殖株式會社	四一
第四	アマゾン興業株式會社	四一
第五	日亞拓殖株式會社	四一
第六	移植民學校	四一
第七	海外協會其他	四一
第八	神戸協和寮	四一
第五節	國內移住	四一
第一目	朝鮮移住	四一
第二目	樺太移住	四一
第三目	關東州移住	四一
第二一章	海外拓殖事業	四一
第一節	海外拓殖事業の沿革	四一
第二節	海外拓殖事業の現況	四一
第一目	地方別狀況	四一
第一	南洋地方	四一
第二	南米地方	四一
第二目	産業別狀況	四一

第一節 農林業	20
一 ゴム	20
二 コーヒー	20
三 纖維植物	20
四 砂糖	20
五 棉花	20
六 油脂植物	20
七 香料植物	20
八 木材	20
九 茶	20
十 米	20
十一 養蠶	20
十二 マテ茶	20
十三 クワナラ	20
十四 コカ	20
十五 蔬菜花卉果樹	20
第二節 水産業	22
一 概説	22
二 比律賓群島に於ける水産業	22
三 馬來半島に於ける水産業	22
四 瓜哇	22
及びセレベス島西岸に於ける水産業	22
五 ボルネオ島に於ける水産業	22
六 メナード	22
附近、アンボン附近及びブートン島に於ける水産業	22
七 メキシコ低カリフォルニア州に於ける水産業	22
第三節 鑛業	25
一 鐵鑛業	25
二 石油業	25
第三節 海外拓殖事業の指導獎勵に關する施設	27
第一目 政府の指導	27
第一 海外資源の調査及紹介	27
第二 移住適地の調査及紹介	27
第三 各種産業に對する指導	27
第二目 政府の助成	27
第一 産業施設に對する助成	27
第二 公益施設に對する助成	27
一 教育施設	27
二 衛生施設	27
三 移住者收容所	27
第三 拓殖金融に關する施設	27

## 第一章 移植民

### 第一節 移植民の沿革

#### 一 創始時代

我國の海外發展は遠く足利時代に初まり、慶長の頃既に海外へ渡航した者もあつたが、明治以前に於ける渡航者には移植民として考究すべき問題が少いから明治以後のものに就いて述べることにする。

明治元年横濱駐在の布哇領事が日本政府と交渉の結果布哇の甘蔗園に日本の移民を送る契約を結んだ。之に依つて先づ百五十三名が布哇へ最初の移民として渡航した。併し此等の移民は風俗習慣の差異、言語不通等で殆んど失敗に歸し、翌二年には四十名の歸國者を出した。其後政府は移民の取扱を中止するに至つたが明治十四年布哇王の來訪に次ぎ、十七年には日布渡航條約、日布労働移民條約、航海條約の締結があり、その結果、十八年再び九百五十一名が布哇へ渡航した。爾來布哇の有望なることが漸次認められ、逐年移民は増加し、明治二十七年迄に約三萬人が渡航した。

#### 二 移民會社活躍時代

右の如く移民の増加は政府の事務を煩瑣ならしめ且日清戰役の爲他事を顧るの隙少く、又此時に民間移民會社が移

民の取扱を希望して来たので明治二十七年政府は移民會社に移民取扱事務を委ねる事となつた。戦後の好況は海外發展の氣運を捲起し、移民會社の續設となり、政府も明治二十九年には移民保護法を制定して其保護指導に當ることとなつた。當時の渡航者數を見ると三十一年には布哇へ一萬餘、加奈陀、濠洲へ各一千、翌年には布哇へ二萬三千、北米へ三千、加奈陀へ一千七百、南米最初の移住者として秘露へ七百九十其他計三萬一千餘人が渡航して居る。布哇移民は殆んど契約移民であつたが耕主の横暴や移民會社等の惡辣な行爲に依り、移民は彼地に於て塗炭の苦しみを受けねばならなかつた。更に布哇は明治三十一年北米合衆國に併合され、三十三年に其一州となると共に、當時米國に於て勵行した契約移民禁止が布哇にも適用されたので移民のみならず移民會社も大打撃を被り、續々解散の止むなきに至つた。併し其殘存會社は南洋南米方面に進路を見出し明治三十六七年頃は比律賓へ二千二百、秘露へ一千三百餘、メキシコへ一千二百餘を送り出した。

### 三 自由渡航時代

米、布に於ける契約移民の禁止は自由渡航者の増加となつた。明治三十七年頃から布哇在住の邦人は米本國へ續々轉航し、又内地からも直接米大陸へ自由渡航する者多く三十九年には千七百、四十年には二千七百の渡航者があり米國の邦人は三十五年には五千人に過ぎなかつたが、六年後の四十三年には九萬一千餘となり毎年一萬人の増加を見る状態となつた。併し渡航者の風采及教養上の缺陷、布哇耕主の惡宣傳等から俄然米國人の非難を買ひ邦人の激増は益々其不評を高め、且將來に於ける邦人の發展を忌み此を恐れて遂に排日運動を起すに至つた。茲に於て明治四十年日米間に所謂紳士協約が成立し、我國は自ら移民を制限せざるを得なくなつたのである。此結果一時墨國熱が高まり、三十九年に五千人、四十年に三千七百人が墨西哥へ契約移民として渡航した。

### 四 移民制限時代

紳士協約の締結にも拘らず米國に於ける排日運動は猛烈を極め、邦人の土地所有又は租借の禁止、市民權附與の制限等移住の目的は大半失はれる事となつた。明治三十五年以來一萬に近かつた布哇移民が四十一年四十二年には三千から二千と減じ、米本國への入國は全く困難の状態となつて四十一年後は少數の自由渡航者があつたのみである。此政府の移民制限方針は其他の方面にも現はれ、三十五年來毎年一萬三四千から三萬六千もあつた移民が四十二年には一萬から四千へと減少した。

然し此時期に於て注目に價するものは、邦人の南米進出である。明治四十一年最初のブラジル移民として八百名の契約移民が又ベルーへは二千八百名の移民が渡航した。爾來漸次南米移民の増加を見移民會社取扱の移民は大部分ベルー、ブラジル、アルゼンチンへと渡航したのである。

### 五 官民協力時代

政府の移民制限方針に依つて明治四十二、三、四年と激減した移民數も大正元年頃から再び増加の趨勢に向ひ、翌二年は二萬を越えるに至つた。其後移民は常に一萬に達して居たが、我國情から人口問題食糧問題と關聯して、盛に海外發展が唱導され、移民制限方針は當然破棄されねばならなくなつた。民間に於ける移殖民宣傳獎勵機關は古くから存在し、移民會社と共に努力して来たが、大正四年廣島と熊本に海外協會が設置され、移殖民の宣傳獎勵又は指導保護の事業を初めた。大正七年頃からは和歌山、防長等の海外協會が相次いで設立されるに至つたが此等の氣運に促され政府でも前の制限方針を廢して日本人を排斥しない地方へは積極的に移民を渡航せしめる方針をとるに至つた。



先づ政府は大正十年海外興業会社に補助金を交付して、海外移植民思想の宣傳普及と移植民の保護教養の施設を講ぜしめた。大正十二年には關東大地震の罹災者で移住希望者に渡航費を補助してブラジルへ百十一名渡航せしめた。此が渡航費補助の初めであるが、翌年から罹災者以外の一般人にも一定の條件で渡航費を補助し之を以て移植民奨励の一助となした。又従來移民會社は移民から渡航手数料を徴収して來たが、等しく移民の經費軽減の目的で大正十二年から之を全廢せしめ、政府が其相當額を會社に交付することとした。

此政府の方針に力を得て民間では各府縣に海外協會が續設され、移植民教育機關も設置され、移植民の宣傳に、又教養に努めて來たが政府も此等の團體に對し、大正十二年から獎勵助成金を交付することとした。

此頃から南米殊にブラジルが移住適地である事が認められ、官民共に此處に力を注ぎ、移民の數も激増して來た。又民間の會社個人等でブラジルに投資するものが出て、海外協會の中信濃、熊本、富山、鳥取等の協會は大正十三年にブラジル、サンパウロ州に土地を買入れ、移住者を送る計畫を立て、信濃海外協會では翌十四年に四百五十名を其購入地に移住せしめた。

政府は曩に設置された、横濱、神戸、長崎等の海外渡航者講習所に交付金を與へ、移民の保護教養に資すると共に従來諸種の點に於て欠陥の多かつた移民出發港に於ける移民の宿泊、衛生、教養等の改正統制を圖る爲昭和二年官制を以て神戸に國立移民收容所を設置した。

昭和二年には海外移住組合法が制定され之に依つて、従來の勞働移民と性質を異にした、所謂企業移民、初めから土地を購入し、開拓事業を營む所の組合移住者を渡航せしめ其資本と教養とを以て効果を擧げんとする海外移住組合が昭和二年七月岡山縣に、次いで山口、廣島、三重とに設立された。同年八月移住組合聯合會の設立があり、

同組合がブラジルに土地を購入し、之を組合から組合員へと分譲し獨立農業者としての組合移住者に對し其指導と保護とに當ることとなつた。

南米の拓殖事業が有望視されて拓殖事業會社が設立され、夫々自己の事業地に移民を入れて其事業を初めた。

昭和四年六月拓務省設置と共に海外移植民及拓殖事業に關する事項は其主管に移り、同省に於て、各種の移植民保護、獎勵施設をなし、拓殖事業の助成に努め、民間の關係團體と協力し、我國海外發展の實を擧げることとなつた。

## 第二節 移植民の現況

### 第一目 總 說

前節に述べたるが如く近年政府に於ても民間に於ても海外發展に對する諸種の施設をなして其獎勵指導を怠らず、又一般國民にも海外思想普及し、社會的經濟的に難局に立てる我國狀と相俟つて、移民の渡航も漸次増加の趨勢を辿つて來た。今過去數年間の移民數を示せば左の通りである。

大正十二年

八、八二五

大正十三年

一三、〇九八

大正十四年

一〇、六九六

大正十五年

一六、一八四

昭和二年 一八、〇四一  
 昭和三年 一九、八五〇  
 昭和四年 二五、七〇四

此數字は英伊西獨等の諸外國の其れとは比較すべくもないが移民が増加の趨勢にあるは愉快な事實である。  
 右の移住者を渡航地別に見るときは明治の中葉、年々一萬乃至二萬の本邦移民が渡航した處の北米本國及布哇に於いて、我契約移民の禁止、紳士協約、排日と我移民の入國を阻止する幾多の事實が起り、又加奈陀、濠洲等も本邦移民の入國を制限した爲、明治末期から我移民は其他の地方に其進路を見出さねばならなくなつた、而して其進路の一は南米諸國であり、一は南洋地方である。近年此等の地方に對する政府其他の移住奨励と國民の移住地事情知識の普及と相俟つて、其渡航者は左の如き數字を示す事となつた。

渡航地別	年別	昭和二年	昭和三年	昭和四年
ブ ラ ジ ル		九、六二五	一二、〇〇二	一五、五九七
フ イ リ ッ ピ ン 群 島		二、六六〇	二、〇七七	四、五三五
ペ ル ー		一、二七一	一、四一〇	一、五八五
英 領 カ ナ ダ		一、〇六二	一、〇五〇	四三〇
ソ ヴ ィ エ ッ ト 聯 邦		八九六	八七〇	八八八
馬 來 半 島		四七五	四二〇	五一三
關 東 印 度		二四八	一九一	五〇七

北 米 合 衆 國	布 哇	ア ル ゼ ン チ ン	メ キ シ コ	濠 洲	其 他	計
三七〇	五二六	二六二	三一九	一一九	一九八	一八、〇四一
三〇六	二六五	三八七	三五三	二七〇	二四九	一九、八五〇
二三六	一一九	四三〇	二四九	二七七	三三八	二五、七〇四

右表に依つて近年移民の渡航は南米と南洋方面殊にブラジルとフィリッピン群島が斷然他を壓して居る事を知るであらう。

扱次に本邦人にして海外に在留する者の數を見るに昭和四年十月一日現在の外務省調査に依れば在外邦人總數は六十三萬六千九百四十一人で關東州及南洋群島を合すれば七十五萬九千四百三十九人に達する。此數字の中には官吏、會社員等も包含して居るが大部分は海外移殖民と見て差支へなからう。  
 此等の邦人を在留地別に見ると

北米合衆國	一四〇、九四五
布 哇	一三四、〇四二
英領カナダ	二二、六六四
メキシコ	四、八五七
ニューバ	七八八

パナマ	二一六
ブラジル	一〇三、一六六
ペルー	一八、四〇一
アルゼンチン	三、八八八
チリ	七一三
ボリビア	四六三
其他南米諸國	八六
比律賓群島及グアム島	一五、七七二
英領馬來及海峽植民地	一八、七二八
英領北ボルネオ其他	一
蘭領東印度	五、五八一
英領印度及ベルシヤ	一、二八八
佛領印度支那	三〇二
シヤム	二五九
大洋洲	三、五二四
中華民國及英領香港(除滿洲)	五七、三三〇
滿洲	一〇八、五三二
シベリヤ	一、九六六
歐羅巴洲	三、三一四
阿非利加洲	一一六
計	六三六、九四一
關東州	一〇六、四七七
南洋群島(委任統治地域)	一六、〇二一
總計	七五、九四三九

右の如く在外邦人の發展を數の上から見れば先づ關東州から滿洲を第一とし北米本土布哇之に次ぐが、滿洲其他中華民國は海外移殖民問題としては他と趣を異にし特別の關係に在るを以て之を除き、又北米合衆國、布哇、加奈陀等は現在に於て我移殖民の對照とならざる事に依つて之をも除き、中南米諸國及南洋方面の邦人事情を次に概観する事とする。

## 第二目 中南米渡航移殖民の狀況

### 第一 ブラジル

前述の如くブラジル行移民が斷然他を抜いて優勢な理由は左の如きブラジル事情を略述することに依つて明となるであらう。

ブラジルは南米大陸の東北、廣袤三百二十七萬餘方哩我内地の約二十二倍の大國であるが人口は僅か約四千萬人、人口密度から見れば我内地の三十五分の一であるから若日本の密度迄同國に收容するとせば實に二十一億の人口を持ち得るのである。この事はやがて未開拓の地多く、勞働力の不足を告げて居ることを物語る。然らば資源は豊富か、ブラジルには熱帯から亞熱帯に互る大國であるため、中部以内のブラジル大高地も北部の大アマゾン、ヤ平原も總ゆる有用植物の成育に適する地である。例へば世界全産額の七割を占むる珈琲を初めとして玉蜀黍、マンチオカ、米、砂糖、豆、棉、煙草、茶、果樹等々熱帯産植物の全部は殆んど肥料を施す事なくして成育するのである。尙牧畜、林業等も將來ある産業である。而も此土地は極めて廉價であつて、外國人たる邦人が之を取得るについても容易である。

然らば氣候は如何かと言ふに、位置から言ふと熱帯にある大部分の地方も或は潮流の關係、或は貿易風の關係降雨の關係等で決して住み難い處ではなく、邦人の多數在住するサンパウロ州は最高温度で三十一度、最低九度で平均二十一度であるから九州の氣候に類似し、北部の熱帯でも日本の八月位の程度で想像よりは凌ぎ易い所である。又毒蛇猛獸の類も少く、熱帯の割合に風土病も少い。

斯くの如く氣候風土等に恵まれて居る許りでなく我國民にとつて最も苦手である人種的偏見の少ない國民で排日の氣運は殆んどなきものと見て差支へなからう。斯くの如くブラジルは外國人の移住を歓迎しつゝあると共に我日本人の爲に其門戸を開放しつゝあるのである。ブラジルへは明治四十一年初渡航者があつて以來大正二三年頃及五年より八年迄に數千の移住者があり大正十二年から漸次増加の傾向を示し、前述の如く昭和三年には一萬二千、昭和四年には一萬五千に達するに至つたのである。

現在の在伯邦人數は外務省の昭和四年十月現在の調査に依ると十萬三千六百六十六人であつて五年八月現在では十一萬七千餘人に達して居る。

邦人總數の九割三分はサンパウロ州に在留してゐる、サンパウロ州はブラジルの東南に位し文化の最も發展した同國中心地であつて大珈琲産地であるが、邦人の殆んど全部が珈琲園に勞働し或は珈琲園を經營して居る爲同州に斯く多數が在留して居るのである。サンパウロ州の十萬近き人員に比較すればミナス・ジェラエス其他の南部諸州の四、六九七人、マツトグロツソ州の一、四七二人、リオ・デ・ジャネイロ州其他北部諸州の四四六人等は言ふに足らぬ少數である。

在留者を職業別に見ると、ブラジルが大農業國である事、我移民が大部分農業の目的を以て渡航した事等から農業に

従事する者が絶對多數を占めて居るのは當然であるが農業者及同勞働者數は二萬人其家族を合すれば實に九萬四千餘人に達するのである。其他では物品販賣業者、手、家内工業者、土木建築業者、會社商店員、交通業従業者等が夫々家族を合して一千人内外で其他は官公吏、家事被傭人が六七百人居るのみである。

農業者の大部分はサンパウロ州に於て珈琲の栽培に従事して居る。本邦の渡伯移民は主として勞働移民であるが此等の移民はサンパウロ州に在る四萬の珈琲園に植付けられたる十億餘本の珈琲の栽培の爲に必要な勞働力の一部を供給して居るのである。即之は珈琲園移民であつて珈琲園に雇はれ栽培の爲に必要な除草、採實等の勞働をなし其勞銀に依つて生計を立てゝ居る。尙土地を又は借受けて自ら珈琲の栽培に従事するものがある。珈琲園勞働者は其經驗と蓄積した資金を以て獨立農業者となり、又内地より相當の資金を携帯し初めから獨立農業者となる者もあるが此等の者も主として珈琲の栽培を目的とするのである。右の如くサンパウロ州では殆んど珈琲の栽培を主とするが近年は同州でも其他の栽培をなすものが増加して來た。米、棉、煙草、甘蔗等の栽培は或は間作とし或は本業として營まれ、果樹、蔬菜等の栽培も行はれことにサンパウロ市附近に於ける邦人の馬鈴薯栽培の如きは聲價高きものがある。斯くの如くして農業上に優秀の技能を有する邦人はサンパウロ州に於て着々確實な地歩を占め數百町歩の土地を購入し多數の勞働者を使用して、大農園を經營しつゝある者も少くない。

然し近時同州への集團が諸種の差障を來すことあるやを慮り、且其他の諸州に於ける事業にも發展の餘地ありと認められるに至つて近時サンパウロ州以外の諸州への進出も目覺しきものがある。パラ州其他の南部諸州への發展、北部アマゾン河流域への進出等であつて、此等は同地方に於ける拓殖事業會社の事業と相俟つて著しき發展を遂げつゝある。

海外發展に對して移殖民と同様に、更に重要な要素である拓殖事業に於てもブラジルは異常な成績を挙げつゝある。南米拓殖株式會社、アマゾン興業株式會社、海外興業株式會社等の拓殖事業會社は他の地方に於けると異り其事業地に内地農民を移住せしめ、拓殖事業と共に移殖民事業を行ひつゝあり、更に海外移住組合もブラジルに於て組合員を移住せしめる等企業的移民の進出も他に見られざる進展を遂げつゝある。農業者中約半數の借地農及獨立農業者の支配する土地は昭和三年末に於て二十餘萬町歩にして拓殖事業會社團體等の土地を合すれば實に二百七十餘萬町歩に達するのである。サンパウロ州を根據とし、南へ又北へ邦人は着々其驥足を延しつゝあるのであつて、此等の地方への發展こそ注目に價するものであらう。

昭利五年の中頃に至りブラジルに於ては近年の世界的不況に災され、其影響を被つたが我國に於けると全く實情を異にし、勞働賃銀はやゝ低下せるも失業を見るが如き事なく、現在本邦移民の就働を需要しつゝある優良なる耕地も例年に比し少くして減少したわけではない。

尙同年十月ブラジルでは擾亂が起り一時國情混亂に陥り世界の視聽を集めたが、之は單なる政治上の變革行動で其後直ちに靜止し、本邦移民には別段損害は無かつた。

## 第二 アンゼンチン

アルゼンチン國は面積百十五萬三千餘平方哩（日本の約七倍）、其五割餘は農耕可能地である。人口は一九二八年千六百十四萬餘。氣候は南部と北部で相當差異あるも中部は一般に溫和である。

産業の重なるものは農業で、麥、玉蜀黍、亞麻、棉、砂糖、アルファルファ、煙草、果實等の栽培に適する。又草原

地帯又は高原地帯は放牧地として好適である。

アルゼンチンへは明治四十年初めて本邦移民が入國した。其後殆んど毎年移民の渡航者があつたが其數は極めて少數で多い年でも二百人に満たなかつた。昭和二年には二百六十二人、昭和三年には三百八十七人、昭和四年には四百三十人の移住者があつた。

在亞邦人數は昭和四年十月一日現在に於て總計三、八八八人で主都ブエノス、アイレス市に最も多く二、四二四人他は各所に散在して居る。

此等を職業別に見ると農牧業者が最も多いが、ブラジルの如く農業が絶對的に優位にあると異り、全體の二割四分弱に過ぎない。寧ろ同國に於ては宿泊業飲食店又は手工業家内工業等小資本を以て營み得る營業に多く従事して居るのである。勞働者として農業勞働者よりも工業勞働者の方が多數である。

邦人の従事する農業では主として棉花、マテ茶の栽培其他園藝等であつて其他キナ、コカ等の藥用植物の栽培をなし居る。牧畜では綿羊放牧を擧ぐべきであらう。

同國では一の拓殖事業會社が棉花の栽培を行つて本邦移民を入れて居る。

## 第三 ペルー

秘魯共和國は面積五十三萬方哩で一九二七年の人口は約六百萬、氣候は溫和である。

秘魯は農業と鑛業の國である。農業では棉と甘蔗の栽培が最も進歩して居る。其他に米、玉蜀黍、麥、葡萄等を産する鑛産物には金、銀、銅、鉛、石油等がある。其中石油が第一で銀銅が之に次いで居る。

高原は牧畜に適し、牛、羊、アルパカ、等の飼育が盛である。東部の山岳地方は將來林業地として注意を要すると云

はれてゐる。

秘露に初めて本邦移民の渡航したのは明治三十二年であつた。最近の渡航移民数を見ると左の通りである。

昭和二年 一、二七一  
昭和三年 一、四一〇  
昭和四年 一、五八五

在秘邦人總數は昭和四年十月一日現在に於て一八、四〇一人であつてリマに一萬五千餘居り、其他は各地に散在して居る。在留邦人は都會集中の傾向を有し、リマ市及カヤオ市並に其附近に集團して居る。

在留邦人の重なる職業は左の統計に依つて知り得るであらう。

農耕、畜産業者及同労働者 四、〇〇六  
手、家内工業 一、〇三三  
物品販賣業 四、八三〇  
銀行、會社、商店員 二、五五九  
旅館、飲食店業 二、三六七  
理髮、髮結業 一、三四七

リマ、及カイヤオ兩市に集中せる邦人は理髮店、薪炭小賣商、日用品雜貨小賣商及飲食店等に從事せるもの多く、本業者三千六百六名、其家族四千四百三十八名合計八千四百四十四名に達し、地方の本業者及家族千六百三十二名を加ふる時は總數九千六百七十七名となり全國在留邦人の過半數は右四種の職業に從事しつゝあるのである。斯くの如き都會

集中の傾向と小規模の營業のみをなす邦人は同國に於ける發展に就いて尙種々の考究すべき問題が残されて居る。尙同國に於ける邦人農業者は主として棉花の栽培に従事して居るが既に土地を購入して其栽培をなせる者もあり、本邦の會社も二三棉花栽培事業に着手した。同國では更に甘蔗の栽培及林業、牧畜等に發展の餘地ありとされて居る。

#### 第四 其の他の南米諸國

其他南米には智利、コロムビア、ボリヴィヤ、パラグアイ、ヴェネズエラ等の諸國がある。此等諸國は何れも邦人の入國を制限することなく、又各種の栽培事業に適してゐる。近年コロムビアへは外務省が移住を奨励し、移住者を送つた。併し現在の在留邦人は極めて少數で、智利に七一三、ボリヴィヤに四六三、ヴェネズエラに一、パラグアイに五人である。

#### 第五 中 米

中米に於て邦人の最も多く在住する國は墨西哥共和國である。墨國は鑛業と農業の國で、前者では石油と銀、後者では甘蔗、玉蜀黍、麥、豆、アルファルファ等を主なる産物とする。

本邦の移民は明治三十年初めて此地に渡つた。其後に至り明治三十六年契約移民が渡航してから、漸次墨國熱が高まり、殊に日米間の紳士協約の結果として明治三十九年、翌四十年には移民が激増した。此等の移民は炭坑、砂糖耕地で労働することゝなつたが、熱病、革命其他の不祥事のため、失敗に歸し、又移住者も其後甚だしく減少し、近年に於てもさして増加しない。

昭和二年

二一九

昭和三年

三三五

昭和四年

二四九

昭和四年十月一日現在調に依る在留邦人数は總計四、八五七人で本業者が二、五二一人、家族が二、三三六人である其分布状態は首都メキシコ市及中部地方に約半数、北西部三州、低加州に残りの半数が在住して居る。

此等を業態別に見ると農耕、園藝、畜産業者が最も多く次が物品販賣業者で其他は漁業製鹽業者、銀行、會社員、食糧品製造、理髮、浴場等の職業に従事してゐる。

墨國には本邦の開業醫が相當多數居る。此は大正六年日墨醫術自由開業協定に依つて渡航し、開業したもので相當の成績擧げて居る。

其他の中米地方中パナマは米國の勢力大で移住に適せず、玖馬は甘蔗の栽培に適する地であるが入國に制限がある。在留邦人数はパナマに二一六人、玖馬に七八八人で近年の移住者數も數ふるに足りない。

### 第三目 南洋渡航移民植民の狀況

#### 第一 比律賓群島

近年我移植民の目的地として南米に次ぎ重要なるは南洋の比律賓であつて移植民の渡航數から見てもブラジルに次ぎ第二位である。

比律賓は農業の國である。其重要産物は米、砂糖、椰子、麻、玉蜀黍、煙草、カカオ及珈琲等である。農業の外主なるものは漁業及林業であつて、殊に近海は漁族豊富である。

本邦移民は明治三十三年初めて數名が同地へ渡航したが、明治三十六年二千二百餘、翌年には二千九百名が渡航した。此等の移民は道路工事に従事した後、砂糖及麻耕地に入り労働をして居たが、近年邦人の麻並椰子耕地經營の増加と共に渡航者も増加して來た。

近年に於ける移民渡航者數を示すと左の通りである。

昭和二年	二、六六〇
昭和三年	二、〇七七
昭和四年	四、五三五

比律賓群島在留の邦人總數は昭和四年十月一日現在調では一五、四八七人である。

此等の邦人はマニラ市に三、二三一一人、ルソン島(マニラ市を除く)に一、一一三人、ダヴァオ、コタバト州に一〇、〇五八人、其他の諸島に一〇五人でダヴァオに斷然多數在住して居るが之は後述の如く同地に邦人の麻栽培業者が多く又移民の大多數が此麻耕地に労働して居るが爲めである。

在留邦人の従事する職業に就いて見るに農業者が最も多く殆んど全部がダヴァオ、コタバト二州に居住し、營農者二、七〇八人其家族を併せて四、六八〇人、同労働者を總計すると實に八、一八八人の多きに達する。

邦人の栽培する農作物の最も重要なものは前述の如くマニラ麻である。元來麻はダヴァオに於て邦人の手で初められ又發達せるものであつて現在の植付面積は四萬餘英加に達する。

移民は入島後は主として邦人麻栽培會社に雇はれ、其の耕地で労働に従事するのである。農業者中には椰子の栽培に従事する者護謨、砂糖等を栽培する者もあるが極めて少數である。

比律賓には漁業移住者が相當ある。ダウアオ、マニラ等に在住し、表南洋で漁獵するのであるが相當の成績を擧げて居る。

其他には大工左官等の手先の職業と銀行、會社、其他小商業に従事するものが多い。

## 第二 其他の地方

比律賓以外の南洋方面で邦人の多數在住する地方には英領馬來及海峽植民地、英領北ボルネオ及サラワク國、蘭領東印度、英領印度、暹羅等がある。

此等の在留邦人数は（昭和四年十月一日現在調に依る）左の通りである。

英領馬來及海峽植民地	七、八七五
英領北ボルネオ及サラワク國	八五三
蘭領東印度	五、五八一
佛領印度支那	三〇二
暹 羅	二五九
英領印度及錫蘭	一、二八五

右の邦人は多く會社、銀行、商店員又は事務員であつて、其他では家事被傭人、小商人及湯屋營業者が相當多い。農業方面では農業經營者多く、蘭領東印度、馬來半島等では大部分ゴム及椰子の栽培に従事して居る。只瓜哇では麻の栽培が主位にある。其他の栽培物では砂糖、茶等があるがさして多くはない。

此等の地方は労働移民が少いが、これは支那人、土人等の安き労働力があるが爲である。故に邦人の發展すべき途は寧

ろ栽培企業の方面であらふ。其他では漁業が仲仲發展の餘地があり、南洋の漁業調査報告は何れも其發展の可能を擧げて居る。尙移住者は小資本を以て小商人又は日本人の得意とする手先の營業に従事するを有利なりとされて居る。

## 第三節 移植民の種別並渡航方法

### 第一目 移植民の種別

移植民の種別は其觀察點を異にするに依つて種々分類の方法がある。例へば地域的に見れば我國の海外移植民は現在中南米移民と南洋移民に分ち得るであらうし、職業別に見れば農業移民、漁業移民等に分類され得るであらう。併し現在の本邦移植民に就いては中南米移民と南洋移民とに關して記すれば必要且充分であつて、其中特にブラジル移民と比律賓移民とに就て述べる必要がある。

南洋及ブラジル移民は大部分農業移民と稱して差支へ無いから之を資力其他の點から分類して労働移民と企業移民とに分ちて述べるのを可とする。ブラジルに於て前者に屬するものには珈琲園移民があり、後者の企業移民と云ふ語はやゝ移民の觀念に則しない感もあるが、小資本を携帯し、最初より獨立業者たるべく土地を買入れ栽培業を營むものであつて之に屬するものには海外移住組合の移民と拓殖事業會社の事業地に入る移民とがある。其他の南米地方行移民は主として労働移民であるが職業は農業其他種々雑多である。南洋中比律賓移民は主として労働移民農業移民で麻耕地行移民である。其他の南洋地方には商業を目的とする移民があり、尙漁業移民がある。此等の移民を量と必要とに依つて左の如く略述する事としやう。



## 第一 珈琲園移民

珈琲園移民とはブラジル、主としてサンパウロ州の珈琲園にて労働する爲移住する者を謂ふ。珈琲園移民は總て海外興業會社の取扱に係るものであるが從來のブラジル移民は大部分この珈琲園移民であつた。珈琲園移民の多くはブラ

ジルの珈琲園主との契約に依つて労働する所謂契約移民であり又政府から補助されて渡航する補助移民である。珈琲園移民の取扱をなす海外興業會社では年度當初補助移民數、移民地の狀況即労働者需要數及労働條件等を考量して移民の輸送計畫を樹て之に依つて内地に於て募集した移民をブラジルに渡航せしめる。移住の資格其他渡航の方法等に就いては後述する所に譲るが、同社は更に伯國に於て本邦移民の使用を希望する珈琲園主が其の支店又は出張所に申出る労働移民の需要數と其の労働條件とに依つて渡伯した移民を珈琲園に割當てる。之を配耕と云つて居るが此の配耕された移民は其珈琲園に於て契約に定められた期間（普通は一ケ年、十月初めから翌年九月迄の一農年）一定の賃銀に依つて労働に従事する事となるのである。

珈琲園労働者は耕主の與へる住居に住み珈琲園に於て珈琲を何本と定めて之を受持ち、其の區域の除草及珈琲の實の採收をなすので、此の労働に對して賃銀を得るのである。

珈琲の受持は一家族で夫婦に子供（十二歳以上）一人の三人ならば大抵五千本位である。珈琲園の中珈琲樹の若いものゝ間又は住宅附近では米、玉蜀黍、野菜等の間作をなし尙珈琲の乾燥其他の日雇労働に従事する事も出来るから除草、採實賃と此等の収入とで生計を立てるのである。

二年目からは此等の労働に慣れ、要領も良くなり珈琲樹の受持本數を増加し得るから之に依つて収入も相當増加することゝなる。

従つて又家族が多く労働する者が多い程収益を擧げ得るのは當然であつて珈琲園移民を募集するに就ても先づ家族構成即ち五十歳以下の夫婦及十二歳以上の子女一人以上で一家を爲すものを選定するのは之が爲である。

珈琲園の契約労働者は珈琲園主に對して一ケ年就働する義務を負ふのみであるが海外興業會社では移民の利益の爲尙第二農年も該耕地で就働する事を移民と誓約して居るから大抵二ケ年は最初指定された耕地で労働する事となる。其の後は他に轉ずるも自由であるが珈琲栽培の経験と勞銀貯蓄に依つて獨立農業者となる目的の移民にとつては可及的其の業務又は場所を換へず落付いて労働するを可とする。斯の如くして三年又は四年努力して相當の貯蓄が出来ると獨立農となる準備として先づ珈琲栽培の請負をするのが一般である。珈琲栽培の請負は普通一家族で七千本位を引受ける。之には四年契約と六年契約がある。四年契約は地主が開墾して植付け、住家を建てた所に入つて四ケ年珈琲の栽培を請負ふのが普通で、請負賃と間作収入と四年目の珈琲（四年目には多少實が成る）を自己の収入とする。

六年契約は地主が單に土地を貸付けるのみで借地農の一種であるが、請負人は開墾植付け家屋築造等の一切をなし、最初は間作収入、四年目以後の珈琲收穫を以つて収益となすのである。

斯くの如く移民は珈琲園労働を以て將來獨立農となるべき一の過程とし其経験と資金とを以て或は土地を買入れ或は借入れて珈琲の栽培を初めるのである。併し獨立農業者には珈琲の栽培のみならず棉、煙草、蔬菜等の栽培をなす者もある。

## 第二 海外移住組合の移民

從來の労働移民が移住地に於て獨立農となるには相當の年月と資本を要し一方教養の點に於ても缺くる所があつたので此等労働移民の外に相當の資金を有し比較的教養の高い所謂企業移民の送出を圖り労働と資本とを併用して大いに

海外發展の實を擧ぐるべく昭和二年三月海外移住組合法が制定された。

而して現在本法に依つて設立された海外移住組合は十八を算し之等の組合は更にその聯合會を組織し此の聯合會は移住地の取得之に對する諸般の施設及移住者の送出等の事業を實行して居る。

海外移住組合の移民となるには先づ本籍地又は寄留地の移住組合に加入し出資一口(五拾圓)以上を持たねばならぬ、次に必要なのは労働能力で活動力を有する三人以上で家族を構成して居る事である。之は移住地到着後直ちに自己の土地を開拓する爲豊富且團結した労働力を要するが爲である。

尙移住者は開拓資金として三人(十二歳以上の者)一家族につき少くとも千六百圓の準備金を必要とし之を出發前聯合會に供託し入植後開拓資金、生活費等に充當するため時々移住地に於て拂戻を受けるのである。

尙移住組合の移民は政府から渡航船賃の全額を補助される。

入植者は移住地に到着すると抽籤に依り普通一地區(二十五町歩)の割當を受ける。地味は時と處に依り多少の相違は免れないが大體一地區千七、八百圓位で代金は購入後三年据置三年賦償還の方法にて支拂ふ。割當を受けた者は一時移住地に設けられた宿泊所に起臥し先づ割當地の入植準備を終了し其地區に移轉し愈々伯國自作農としての第一歩を始めることとなる。先づ耕地に珈琲の種子を播く。その發育を護りつゝ其處に間作する。間作物は米、玉蜀黍、豆、蔬菜等でその他に家畜を飼育しこれに依つて珈琲の實の出來る四年間は自給自足をなすこととなる。

昭和四年四月より五年七月末に至る渡航者数は合計二百四十九家族千三百七十四人で和歌山、信濃、岡山等の移住組合は最も多數送出して居る。

### 第三 拓殖會社の移民

我國の海外拓殖事業は滿蒙、南洋、南米等に於て著しき發展を遂げ來つたが、南米殊にブラジルに於ける拓殖事業は世界の企業家の視聽を集め日に月に産業の發達を見るの状態にあるとき我國の企業者も之に和して、廣大なる土地を取得し、珈琲、棉、茶等諸種の栽培事業を營むに至つた。此等の拓殖事業會社中他と類を異にするは植民事業を行ふことである。恰も朝鮮に對する東洋拓殖會社の如く其所有地に内地農民を移住せしめ農業に従事せしむるのである。此拓殖事業會社の事業地に移住する移民について左に略述することとする。

#### 一 海外興業株式會社

同社は伯國サンパウロ州イグアペ郡にイグアペ植民地を經營して居る。

イグアペ植民地は大正八年伯利西拓殖株式會社が海外興業會社に合併された際其經營を承繼したもので現在では(昭和三年末現在)四三、四六三町歩の面積を有する。

イグアペ植民地に移住する者はイグアペ植民と稱せられる。同植民は農業者であつて、家族を構成することを要し又疾患なき強壯の者たることを要する外、出發前に於て海外興業會社に對し一家族三人分として一、〇〇〇圓を供託する必要がある。此は渡航後一ケ年の生活費、土地代金等に當てられるものであるが、植民で政府から渡航費を補助される者は一、三五〇圓を預託せねばならぬ。

イグアペ植民は海外移住組合の移民と同じく、植民地の一部(普通一地區二十五町歩)の分譲を受け初めから自作農として耕作に従事することとなるが、一地區の地價約六百二十五圓(一町歩二十五圓)で譲受ける。其代價は一時拂か又は七ケ年賦で償還する。

移住地に到着して最初の仕事は假小屋を建てること、開墾とである。開拓が終ると各種の栽培、家畜飼養を初める。

イグアベ地方では米、甘蔗の栽培が最も盛である。米(陸稻)はイグアベ米と稱し、相當名高い。其他では珈琲、根菜、煙草、豆、玉蜀黍、果樹等の栽培にも適する。家畜の飼育は簡單で成績も良い。同地へ昭和四年五月末迄に入植せるもの合計六七六戸、三、九五二人で、昭和三年末の生産額六十七萬圓と稱せられる。

## 二 南米拓殖株式會社

同社の事業地はアカラ植民地と稱し、アマゾン河口、パラ州の首府ベレン市の南方八十哩の地にある。面積六十万町歩、總て森林地帯であるが、開墾利用の見込地は五十萬町歩で、其中十分の三を會社直營地とし、残りの十分の七は分讓地として、一定の條件のもとに移民に分讓する計畫である。此移民に對しても政府は其渡航費を補助する。

會社直營地に入植する移民は農業移民であることを要し政府の補助を受ける者の外渡航費其他の旅費は自辨のことに定められて居る。尙移民は契約締結と同時に、渡航初年度の生計費並に用意金に充つる爲め最低三百圓を會社に預託することを要する。

植民は一家族で森林地二十五町歩宛を借受け開墾に従事するのであるが、會社では先づ其家族數に應じて五町歩乃至十町歩を切開いて貸付ける。貸付地に於ては會社の指示に従つて、作物の種類又は土地の利用方法を定める。收穫物の分益は七割を移民、三割を會社で所得する。

此貸付地は將來移民の希望に依つて、適當に協定し、讓受けることが出来る。分讓地は土地を購入し、獨立して經營する資力ある移民に對して分讓するもので、會社事業着手後四年目から行ふ

ことゝなつて居る。此移民は移住組合の移民と同じく、一戸に付二十五町宛の分讓を受け、自ら開墾、耕作に従事するのであつて、地代は一町歩二十圓見當、五ヶ年年賦償還の方法で支拂ふことゝなつてゐる。

アカラ植民地へ渡航した移民は昭和三年度に一家族五名、四年度に八三家族、四二七名、五年度十月迄に、五八家族、三三三名計一四二家族、七五五名である。

アカラ植民地は諸種の農作物に適するが、就中移民の従事する栽培の重なるものは、棉花、米、甘蔗等で其他麻、落花生、豆、果樹、蔬菜等がある。又、豚、牛、馬等の家畜を飼育するに適して居る。

## 三 アマゾン興業株式會社

アマゾン興業株式會社の事業地はアマゾンナス州マウエス郡マウエス町の南方に在つて、其面積二萬五千町歩の原始林地である。

事業地は百町歩を會社直營地とし、其他は植民地として、移民を入植させ之を分讓することゝして居る。本事業地で土地の分讓を受けるものは會社の株主に限り、一口二十株(一株二十五圓二十株五百圓)の株主たることを要する。此株主は二十五町歩の土地の無償讓渡を受ける権利を有するから、入植を希望しない者でも其の土地を取得することが出来る。此土地は州政府所定の期限内に指示面積を開墾する事に依つて完全に所有權を得るのである。

此地に入植する移民は渡航船賃を政府から補助される。其條件は他の補助移民と異ならない。旅費其他で一家族三百八十餘圓、到着後小屋掛代農具代が二百圓位入用である。

此植民地に入植する移民は既に二十五町歩を所有して居るから、土地を開墾して直ちに耕作に従事する。耕作には

多年生植物栽培地として十町歩一年生作物耕地として五町歩、牧畜地が五町歩、原始林地が五町歩と謂ふ割合を標準とし、初年度は一年生作物である、米、煙草、豆、玉蜀黍、マンチヨカ等を植付ける。其他婦女子の仕事として牛、豚、山羊、鶏等を飼育する。此等の収益に依つて漸次多年生植物即ちカカオ、椰子、ゴム等の植付をなし、或は殘餘原始林の開墾に従事することとなるのである。

當地は六七年間無施肥で良いと稱せられ、暴風、降霜等の被害も無い。

移住者は昭和四年度に七家族五十名、昭和五年度七月末迄に十三家族六十八名が同地へ渡航した。

#### 四 日亞拓殖株式會社

同社の事業地はアルゼンチン國チヤコ縣の東部ローマアルタに在つて、面積一萬町歩其中六百町歩に百二十家族四百八十名の移民を入植させる計畫である。

移民一家族に就いて、五十町歩宛を分譲し、年賦償還の方法に依つて支拂はせる。又農具、一ケ年の生計費等を貸付け之も亦年賦に依り償還する方法をとつて居る。

移民は棉花の栽培に従事することとなつて居る。同地の棉花は品質優良で有名である。

昭和四年度に五家族四十九名が入植した。

#### 第四 タヴァオ麻耕地移民

近年比律賓麻耕地移民の数はブラジル珈琲園移民に次ぎ第二位の多數を占めて居る。比律賓群島に於ける麻栽培の中心地はミンダナオ島のタヴァオ地方で、此地方に於ける麻は有名なマニラ麻として明治四十年頃邦人の初めて栽培せるもので而も今日の發展も邦人に依つて成し遂げられたものと謂ふも過言ではない。現在同島では四十餘の會社が廣

大な土地を取得して大規模の麻栽培業を営みつゝあるが此等の耕地に於て我移民は麻栽培の労働に従事するのである。比律賓は契約移民及補助移民の入島を禁じて居る爲移民は自由、自費移民として渡航するのである。渡航費は約二百五六十圓程度で、入島後は會社の耕地に入り、初めは除草其他雜役に従事し、漸次栽培一切の労働を爲す事となる。之に依つて移民は勞銀を得て生計を立てるのであるが、經驗に依つて移民は請負耕作を爲し、請負賃を得る。諸種の労働に慣れるに従つて麻挽をする。麻挽とは伐取つた麻から手又は機械で纖維を挽出すことである。又此等の労働經驗に依つて請負をする。請負は一般に麻栽培と麻挽とを兼ね除草其他の手入から切出し麻挽等一切をなし會社に納めて其請負賃を得るのである。斯くして移民は次第に借地農から獨立農へと進んで行くのである。

タヴァオに於ける邦人労働者は約一萬と稱せられて居る。

#### 第五 其他

其他南米ではベルーの移民は主として日用品小賣商、飲食店、理髮店等に従事して居る。農業では棉花の栽培に従事する者が多い。コロンビヤへも農業移民が渡航して居る。其他の南米諸國に於ける移民は多く小商人、飲食店、理髮、家事被傭人等である。

南洋方面では一般に多くは小商人、家事被傭人、飲食店、理髮店等である。

稍々注目に價するものゝ一は漁業移民である。本邦人の特技とする漁業をなすべく表南洋は相當漁業豊富であるから各地に漁業經營者あり其下に漁業労働者があつて相當大規模に行つて居るが此等労働者の数は約二千六百を算せられる。其根據地とも云ふべき地方は先づシンガポールで此處に一千人、次がパタビヤに三百餘人、マニラに三百人近く其他タヴァオ、アンボイナ、スラバヤ等に若干宛在住して居る。

次に商業移民と稱すべき者がある。比律賓、ジャワ、マレー其他南洋各地の都市に於て青年が商業被傭人となり、其経験と勞銀とに依つて獨立の商人となる者が相當あるが、之を組織的に行ふべく南洋協會では昭和四年及五年に二十名の青年をジャワに送り商業見習生として同地の商店に勤めしめて居る。此等の者はやがて其経験と勞銀の蓄積に依つて獨立した商人となるのであつて南洋の現況から相當注目に價する試みである。

尙數に於ては極めて少いが特殊な移民として濠洲行眞珠貝採取夫がある。濠洲では取扱上本邦移民の入國を禁じて居るが、眞珠貝の採取は邦人のみ之を能くする業である爲、一定數を限つて邦人漁師を招きこの業に従事せしめて居る。現在北濠洲に在留する邦人の眞珠貝採取人は約九百五十名を算せられる。採貝夫は其雇主から一定の賃銀を支拂はれる。

## 第二目 渡航方法

海外渡航に關しては單一な法規があるのではなく、種々の制限條件があり、其手續も雜多である。其内容を綜合して見ると。

- (一)我國に於ける關係のもの
  - (二)外國に於ける關係のもの
- とに區別することが出来る。前者を更に移民法規と旅券法規とに區別し後者を外國法規と其他の關係による制限に區別することが出来る。以下主として移民に就いて述べる。

### 第一 外國關係法規

イ、法令又は取扱上の制限乃至禁止國としては次の如きものがある。

北米合衆國は再渡航者以外移民の入國は禁止されてゐる。但し比律賓は契約移民の外は自由渡航者として入島出来る。濠洲は眞珠貝採取人の外取扱上移民の入國を禁じ南阿聯邦ではその政府の許可を要する。又メキシコは取扱上勞働移民の入國を禁止してゐる。

ロ、我國との移民協約國としての加奈陀は再渡航者及在留者の呼寄にかゝる妻子、家内使用人、農業勞働者店員のみ渡航出来るが之も數の上で制限がある。

ペルー、アルゼンチン等は本邦移民の入國に付き制限規定を設けぬが國民の感情から亞細亞人殊に支那人を嫌ふ傾向を有し我國人も之に捲添へを蒙る虞があるので移民の質を嚴選する方針をとつて居る。原則としてアルゼンチンへは再渡航者、呼寄移民及相當資力と教養ある者を又ペルーへは純農業者のみを渡航せしめて居る。

### 第二 我國の關係法規其他

外國に渡航せんとする者は先づ渡航の許可及外國旅券の下附を受け、目的國によつては更に本邦駐在の當該領事から旅券の査證を受けねばならない。此等の規定を左に概説する。

イ、移民保護法及其附屬法令

移民保護法は明治二十九年に公布された重要な移民法規で、其内容は移民、移民取扱人、保證金、移民運送船、罰則等に關しての規定である。尙之に附屬して明治四十年に外務省令たる移民保護法施行細則がある。

此等の法令に依ると移民とは農、漁、工、鑛、土木、運搬、建築、炊事、洗濯、理髮、裁縫等の業務及給仕、看護等に關する勞働に従事する目的を以て支那以外の外國へ渡航する者及其家族で之に同行し又は其所在地へ渡航する

者を謂ふ。併し實際上はかゝる移民なりや否やの區別は困難である爲概括的な區別をして居る。

移民が外國へ渡航するには先づ行政廳の許可ある事を要する。渡航許可は地方長官が爲すのであつて、出願書には本籍地、身分、職業、氏名、生年月日、渡航地及渡航の目的を記載して本籍地又は寄留地の地方長官に提出するのである。渡航許可のあつた場合は本人に其旨通知があるが許可證は其府縣廳から直接移民出發港である神戸、横濱、長崎の縣廳に送附し、此許可證に基いて此等の府縣廳は旅券を下附する事となつて居る。渡航の許可は許可の日から六ヶ月内に出發せぬ時は效力を失ふのである。

移民は右の渡航許可の外に旅券の下附あることを要する。此下附出願書は渡航許可願と同一の書面にしたゝめ本籍地又は寄留地の府縣廳へ提出するのである。

#### ロ、旅券法規

旅券に就いては昭和四年四月改正の外務省令に依る外國旅券規則がある。旅券とは外國に渡航又は移住する者に對し、外務大臣が本人の國籍を證明し併せて便宜供與方を依頼する公文書である。下附の出願は前述の通り地方廳にするのであつて、身元申告書、戸籍謄本又は抄本、寫眞等を添附して出すのである。尙領事の證明書、外國官憲の發給する入國證明書を有する者は之を出願書に添附して出す。前者の中要にして普通用ひられ且便宜なものは呼寄證明書と再渡航證明書で、前者は外國在留者が同地の本國領事に本國に在留する者を呼寄せる旨を出願し、領事の證明書の下附を受けて之を本國の被呼寄人に送附するもので被呼寄人は之を旅券下附願に添附する。再渡航證明書は本人が歸國する際領事から再び渡航する事の證明書を受け旅券下附願に添附するのである。尙中南米諸國は入國者に種々の證明を要求して居るものがある。例へばブラジルでは善行證明書、身分證明書、種

痘及健康證明書を要求し、アルゼンチンでは身分證明書、健康證明書、生計能力證明書を、ペルーでは品行證明書を、メキシコでは婚姻證明書と品行證明書を要求して居る。此等も旅券下附願書に添附せねばならぬ。

移民の旅券は他のものと異り、出發港所在の府縣廳が作成して本人に交附する。手数料も低廉で五圓である。旅券も交付の日から六ヶ月内に出發せぬと其效力を失ふ。

#### ハ、査 證

旅券の下附を受けたときは目的國及通過國の在日領事から査證即旅券の裏書をして貰はねばならぬ。前述の諸證明書等も此査證の際必要なものである。査證を請求するには査證料を要し、約四圓が標準である。併し我國との取極めで相互的に査證を要しない國がある。其は佛、獨、伊、和等歐洲の諸國である。此等の渡航手續殊に旅券の下附、領事の査證等に就いては移民取扱人たる海外興業會社及其代理人が指導斡旋して呉れる。

### 第四節 移植民獎勵並保護指導に關する施設

#### 第一目 政府の施設

##### 第一 宣傳に關する施設

我國は徳川三百年の鎖國主義に災されてか、狹隘な國土に戀々として海外發展の思想普及するに至らなかつた。大正の半頃から我國の移植民問題がかまびすしく論議され、其必要が唱導されるに及んで政府は先づ移植民の安全保

護の爲、虚大な宣傳を廢し、正しき移植民思想の普及發達を圖るの必要を感じ、海外興業會社をして適切な宣傳施設を講ぜしめ其費用の補助をなすこととなつた。更に大正十二年からは政府でも宣傳獎勵費を置き自ら宣傳の任に當ることとなつたのである。

之が爲政府は或は人を派し或は在外公館をして、移住地の事情及移植民の狀況を調査研究せしめ、或は新移住適地を調査せしめて、其報告に基き、機會ある毎に之を發表して、正確なる移植民思想の宣傳普及に努めて居る。而して各府縣廳又は移植民後援團體其他に於て主催する移民地事情及移植民講演會講習會に講師を派して其研究を發表し、又自らも講演會を開催して宣傳に誤りなきを期して居る。

大正十二年以來昭和五年度迄に各府縣又は團體に於て開催した講演會又は講習會に對し政府の講師を派遣した箇所數を示すと。

大正十二年度	二七	昭和二年度	五三
大正十三年度	三一	昭和三年度	四七
大正十四年度	五二	昭和四年度	一九四
大正十五年度	四四	昭和五年度	二六七

計七一五回に及ぶ。

近年に至つて移住地又は移植民狀況の紹介は活動寫眞に依ることが必要且有效である爲映畫を利用するものが多い。政府に於ても此映畫により講演會、講習會等に於て移植民思想の宣傳普及に努めて居る。

其他各府縣、海外協會其他移植民團體、移植民會社の宣傳事業に就いても政府は其統制と指導とを行つて居り、併せて政府がなした各府縣の移植民事務主任教育者等に對する長期の移植民講演會の開催を計畫中である。更に政府は宣傳機關又は一般人に對して移植民に關する案内書、情報等を頒布し移植民思想の宣傳普及に努めて居る。

### 第二 獎勵に關する施設

政府に於て施しつゝある移植民獎勵施設としては移植民の汽車賃割引、渡航船賃の補助、移民取扱手数料に對する補助等があるが、これ等は何れも移民の渡航費を輕減し以て移住を容易ならしめ獎勵の方途として居る。之に就いて左に概述する。

#### 一 汽車賃割引

鐵道省に於ては移民の經費を輕減し、移住を獎勵する意味で、其乗車船賃及荷物運賃を割引する。

割引に關する規定は國有鐵道旅客及荷物運送規則及同取扱細則にある。

割引を受ける移民の種類は内地、植民地、南滿洲移民と南米諸國、大洋洲諸島、南アジヤ及南洋諸島移民である。割引の率は移住地に至る順路に由り片道一回限り三等旅客運賃の五割引である。

右の割引を受ける爲には移住者乗車船割引證が要る。此割引證は海外移民にあつては外務省を経て道府縣又は警視廳から本人に交付されることとなつて居る。割引證は實際上渡航許可と同時に本人に交付されて居る。

移民の手荷物に就ては矢張其無賃制限重量を超過する分に對して普通運賃の五割を低減される。

鐵道省線以外の鐵道、軌道及航路で鐵道省線と連帶運輸の取扱を爲して居るが、之は連帶運輸規則及同取扱細則に依つて移民の乗車船賃及手荷物運賃は五割引である。

右の連帯運輸の取扱をなす鐵道、軌道及航路は「連帯運輸を爲す鐵道、軌道及航路並連帯運輸の範圍」中に記されて居るが、内地、朝鮮、臺灣、樺太、滿洲の重なる鐵道は大抵之に含まれて居る。

## 二 渡航費補助

由來我國の海外移民は殆んど小農民であつて、資力に乏しきため海外に渡航するに就いても、渡航費其他の準備金を調達するに困難であつた。近年盛に移住する處の南米殊にブラジルの如きは邦人の移住に適し且邦人の入國を歓迎して居る等の事情にあるが遠隔の地であり従つて多額の渡航費を要するを以て同地への移住者には渡航船賃を補助し、其經費輕減に依つて移殖民の奨励をなして居る。

渡航費補助は大正十二年に初まる。即同年關東大震災の罹災者で伯國移住する者に對して其船賃を補助した。翌十三年からは一般移住者にも或一定の條件を以て補助することゝなつた。

實際補助した人員は大正十二年度以降昭和四年度迄に四五、一一七人に達し、其總金額七、三〇一、八五一圓に上る其人員を年度別に示すと。

大正十二年度	一一〇人
同 十三年度	三、一六七
同 十四年度	四、九一七
同 十五年度	六、〇五四
昭和二年度	八、八七八
同 三年度	九、六〇四

同 四年度

一四、九二三

計

四五、一一七

右の移民は昭和四年度の四九名のアルゼンチン行移民を除き全部ブラジル行移民であるが、其の中海外興業株式會社の取扱に係るものが大部分で四五、一一七名である。此は渡伯移民中契約移民としての珈琲園労働者が其大部を占むるが爲である。其他では大正十四年度から府縣海外協會の經營する移住地に入植する移民に對しても補助した。同年度に信濃海外協會が五〇名、十五年度に二〇〇名を送り、昭和二年度乃至三年度には信濃の外熊本、鳥取、富山の三海外協會がブラジルの經營地へ補助移民を送つて居る。

昭和四年度より現在迄補助せるものは海外興業株式會社の珈琲園移民及其經營に係る植民地に入植する植民、海外移住組合の移民、アマゾン興業株式會社及南米拓殖株式會社の移民でブラジル移殖民の外は日亞拓殖株式會社の事業地に入植するアルゼンチン移民にも補助して居る。

渡航費の補助金額は出發航より目的地に上陸する迄の船賃全額である。従つて渡航地及年齢に依つて其額を異にして居る。

渡航費は原則として家族を構成するものに補助する。其家族とは五十歳以下の夫婦に十二歳以上の子女を以て一家をなすものを言ふ。夫婦又は單獨移民にも補助されるが其順位が後れることになつて居り、單獨移民は取扱上數の上にも制限がある。尙補助を受けるには移民として適當なものと認められた者に限るのは言ふ迄も無い。この條件は海外興業會社、海外移住組合其他の拓殖會社に就いても殆んど同様である。

又實際上に農業に經驗のある者或は之に耐へ得る者であつて且一般移民と同様入國に必要な條件を具備して居るこ



とを要するものである。

### 三 移民取扱手数料全廢報償金

元移民取扱會社は移民取扱に關する手数料を直接移民より徴收して居たのであるが前述の渡航獎勵金の趣旨と同じく、移民の経費を輕減し之が渡航を奨励する目的で、移民會社に對し、移民からの手数料徴收を全廢させ、其の代り政府に於て共に相當する金額を移民會社に報償することとした。之が移民取扱手数料全廢報償金である。此報償金は大正十二年から交付した。爾來昭和四年度に報償金の交付を受けた者は三八、七五三名である。報償金は移民取扱人の取扱に係るに移民に對して交付されるのであつて、家族、夫婦單獨移民の外呼奇渡航者及再渡航者に對しても手数料の相當額が報償されるのである。

### 第三 渡航前に於ける教養保護に關する施設(移民收容所)

從來伯國行移民は出發港たる神戸で所謂移民宿に宿泊し不當な宿賃を徴せられ又移民の風紀衛生教養等に付極めて遺憾な情況に置かれて居た。其處で移民の出發港たる神戸に國立移民收容所設置の必要が認められ昭和二年七月勅令第二百二十九號を以て移民收容所官制の發令を見同三年二月建築費二十三萬餘圓を投じ寢臺數六百を備へた總建坪千八十坪の鐵筋コンクリート五階建の收容所の完成を見た。昭和三年三月開所以來伯國行渡航者に無料で約十日間宿泊を許し該期間に移住地の言語地理慣習農業事情等の教養を與へる一方入移民國たる伯國法規に従ひ種痘、チブス、コレラの豫防注射並トラホーム、寄生虫の檢疹等を行ひ専ら移民の衛生教養に努め相當の効果を擧げて居る。

尙昭和四年度に渡航者増加のため從來の建物に狹隘を告げたので増築を行ひ更に二百臺の寢臺を増設した。而して收容開始以來昭和五年九月末迄に收容回數五十九回其の收容總日數四百六十七日に及び收容人員三萬七千八百餘人の多數に上つて居る。

### 第四 運送に關する施設

#### 一 鐵道

移民の輸送に就いて、内國に於ける鐵道、汽船等が特別な取扱をなして居ることは前述した通りであつて、移民は鐵道省所管の鐵道航路及之と連帶運輸の取扱をなす鐵道、軌道又は航路に付いて乗船港迄の乗車船賃及手荷物運賃五割引の特別取扱を受けるのである。

#### 二 移民船

我國からの移民は大部分南米行移民で、南米は遠隔の地である爲、移民の輸送上重要な役割を分擔するものは移民船である。

移民の海上輸送に關する我國の特別法規には移民保護法及同法施行細則並船舶検査法等がある。

移民保護法に謂ふ移民運送船とは命令を以て定むる地方に渡航する五十人以上の移民を搭載する船舶の事であつて其指定せられた地方とは南米諸國の外布哇、加奈陀、大洋洲諸島を謂ひ比律賓は近海航路區域内であるから之を除外して居る。

移民運送船に依る移民の運送は行政廳の許可あることを要し、移民運送賃の認可を受けねばならぬ。

船舶検査法施行細則には移民船の検査に付いて規定がある。移民船は其他の船舶と同様特別又は定期検査を受け船

船其もの、安全に付いての検査の外尙移民船として特に要求されて居る船内設備に付特別の検査を受けるのである。

今移民運送船の現状に就いて略述すれば、我移民船は現在南米航路に付いてのみ存し、日本郵船株式会社及大阪商船株式会社所有の船舶のみである。

日本郵船会社の現在使用せる移民船は五、六千噸級の博多丸、若狭丸、鎌倉丸、備後丸、河内丸、神奈川丸の六隻であつて、昭和五年度に於ては毎月二回、年十二回の航海をなす豫定である。

大阪商船会社は七千噸乃至一萬噸級のヴェノスアイレス丸、サントス丸、リオ・デ・ジャネイロ丸、モンテビデオ丸、ラブラタ丸を定期にハワイ丸及マニラ丸を不定期に使用し昭和五年度には十五航海をなす豫定である。

航路及寄港地は横濱、神戸、香港、シンガポール、モンバザ(東亞)、ダーバン、ケープタウン(南亞)、リオ・デ・ジャネイロ(南米)、サントス、ヴェノスアイレス(亞國)等で大阪商船の船は更に北米のニューオールレアンスに寄港し、運河を経て太平洋に出で歸港するのである。

南米迄の航海日数は郵船会社の船で約六十日、商船会社の船で約五十日を要する。

尙大阪商船会社の五隻は遠洋航海補助法に依り命令航路として南米航路を航行して居る。補助航路は政府の補助を受け一定の期日、賃金等に依つて航海するもので一面南米移民に對する一般的保護となるのである。

### 三 輸送途上に於ける教養保護施設

移植民の輸送上に於ける保護施設として移民船其のものに就いては前述したが其人的施設とも稱するものに移民監督其他がある。

此保護施設は現在海外興業會社をして當らしめて居るが政府は此費用に對しても補助をなして居る。

移民監督は海外興業會社の社命又は委託に依つて各移民船に一名宛乗船し、助手及船舶職員と協力して移民の教養保護に關する事務を主宰する。

移民監督に於て行ふ衛生施設としては移民として入國を禁止する、疾患即ちトラホーム、麻疹、其他傳染病の検査豫防注射及療養を施し、船内に於ける消毒、給水、入浴、食事等に就いて特に衛生上の處置を嚴格にして居る。

治療費藥代等は無料である。

教養施設は大體移民收容所の施設の其と同様で、ブラジルの風俗、習慣、衛生、宗教及農業事情の講習、伯國語の教授等をなし、兒童に對しては不完全乍ら小學校と同様な教育を施し、女子に對して裁縫の教授をする。其他娯樂等に付いても運動會、演藝會、赤道祭等の催事をなし、移民をして愉快に航海せしめる。

移民監督はかくて移民を上陸せしめ、之を移住地の事務員と事務の引繼をなし其任務終了する。

### 第五 移住地に於ける教養保護施設

在外邦人の教養保護施設は現在主として外務省に於て之をなして居るが、先づ一般在留者に對する指導啓發のため在外公館は日本人會等の團體と協力して或は講演會を催し、或は印刷物を頒布して一般在留者の智識の向上に努めて居る。ブラジル國サンパウロ總領事館には勸業部があつて、移民の指導をなすと共に産業上の保護指導をなしつゝある。尙同國に於て邦人の多數在留する地方には技術者を配置し、産業に關する指導者たらしめて居る。

教育施設には在外教育機關に對する補助がある。現在邦人の經營する學校は南米に一二校、南洋に十二校あり二百一名の教師と五千八百餘名の生徒があるが此等に對して政府は其創立費、經營費を補助して來た。

保健衛生は移住地に於ては困難な問題であるがため政府は南米、南洋に於ける病院其他醫療機關に對し、或は創立費を或は經營費を補助して來た。

尙海外移住組合及移民に伴ふ拓殖事業地に於ては夫々教養保護の施設を有して居る。

## 第六 民間諸團體に對する指導助成

國家社會的事業は何れに就ても同様であるが殊に其範圍が國內のみならず海外に及び、未だ發達不十分な移住民事業に於ては政府のみならず民間に於ても一致協力して其の完成を期すべきは言を俟たぬ所であつて、又此等民間に於ける種々の移住民に關する施設に對しては政府も充分其の指導と助成とに腐心して居る。

移住民に關して民間に施されつゝある施設は後述する如くであるが、之に對し政府の指導助成を爲しつゝあるものは大體次の如きものである。

先づ移住民の宣傳に付ては前述の如く各府縣又は團體等に於て開催する移住民講演會等に政府から講師を派遣し又此等の宣傳機關に對しては正確なる宣傳をなさしむべく、之に情報を與へ、或は印刷物を配布し、海外興業會社の講じつゝある移住民保護教養施設(移民輸送其他の施設)に付いても之に補助金を交付して居る。

海外移住組合及聯合會の事業の範圍は國の内外に亘り其の經費は相當多額に上り、之等經費を盡く組合又は聯合會の資金に仰ぐことは資金少き聯合會又は組合の基礎を不確實に導くこととなるので政府は組合及聯合會の事務費に對し相當補助金を交付して居る。

又政府は聯合會に對し海外企業費及生産資金の低利貸付をなして居る。海外企業費借入金は聯合會に對し移住地の取得、道路の築造、土地區劃、測量、山伐、管理、地稅等に充當する爲め貸付するのである。生産資金借入金は移住者

が豫め聯合會に供託する開拓資金準備金、を以てしては入植後尙不足を感ずるので大體一家族五百圓程度の借入を受け移住者の生産資金に充つるため貸付するのである。

民間に於ける移住民の宣傳獎勵機關として其の沿革も古く、數に於ても多い團體には海外協會及之に類似のものがある。現在此種の團體は三十を超へ、各々移住民思想の普及發達を圖る爲、講演會、講習會を催し雜誌其他の印刷物を發行し、海外渡航の指導斡旋に努むる等移住民の指導保護の方法を講じて居るから政府は此等の團體の事業を助成する目的を以て夫々若干の助成金を交付して居る。

民間に於ける移住民教育機關として移住民學校がある。之に付ては後述するが、海外發展を志し開拓事業の指導者たるべき者の教養機關としての、移住民學校は、また少數であるが各其卒業生をして海外に渡航せしめ、南洋に又南米に海外開拓事業に活躍せしめて居る。且此等の學校に於ては生徒に對する教授の外一般人に對しても移住民思想の宣傳普及に努力して居るので、前述の海外協會等と同じく政府より助成金を交付して居る。

## 第二目 民間の諸施設並其活動狀況

### 第一 海外興業株式會社

海外興業株式會社は移民保護法に謂ふ所の行政廳の許可を受けた商事會社たる移民取扱人であると共に又一つの拓殖事業會社である。

同社は大正六年十二月當時移民事業會社であつた、東洋移民會社南米植民會社等の六會社を合併し、資本金九百萬圓を以て創立された。其後他の移民取扱會社を合併し、本邦唯一の移民會社となつた。

同社は東京に本店を、神戸に輸送事務所を、支店を伯國に置き、内地主要都市及び南洋、濠洲等に業務代理人を置いて居る。

現在海外興業株式会社に於て行ふ移殖民取扱事務及拓殖事業について略述すれば。

先づ宣傳に關しては各地に講演會、活動寫眞會を開催し、或は新聞記事を掲載し、案内書を頒布し宣傳獎勵に努め、尙同社の業務代理人も宣傳に努めて居る。

移民の募集は社員の巡回講演、新聞廣告等に依る外各府縣にある同社の業務代理人が主として之に當つて居る。同社では移住地の事情移民船の都合等を考慮し、各地方に募集人員を割當てる。代理人は割當人員だけ應募者中から移住の條件に適した者を選び、渡航許可の手續をとらせるのである。

渡航許可のあつた者に對しては神戸移民收容所への入所手續をなし、健康證明書、豫防注射證明書等必要な書類を作成し、旅券の交付ありたるときは神戸駐在の渡航國領事から査證を受ける手續をする。

此等の手續を済せて移民を乗船せしめる。輸送監督及助手が航海中の保護教養に當ることは前述の通りである。船がブラジルのサントス港に到着すると共に同地駐在の同社支店員が移民取扱事務を引繼ぐのである。

支店員は移民收容所に收容し、入國手續を済せ、夫々珈琲園に配耕する。配耕するに就ては先づ本邦移民を要求する珈琲園主につき其需要數、勞働條件等を參酌し、配耕豫定を作り、移民上陸の際移民の希望を加へ、同地駐在の日本領事の認可を得て配耕を決定するのである。

尙同社支店員及出張所は移民配耕後の保護指導の爲移民耕主間の紛争調停、耕主の契約履行監視、移民の救助、歸國處理等の任に當つて居る。

大正七年創業以來の移殖民取扱數を述べると。

渡航地	年次	大正七年乃至昭和四年	昭和四年
ブラジル		六〇、七二七	一三、七二二
比 律 賓		一一、五六五	一、七七八
ペ ル ー		二、八五四	二、二二三
暹 羅		一、一五六	二、二二八
馮 洲		三九三	一

其他メキシコ、ニューカレドニヤ、沿海州、コロムビヤ、タヒチ島、大洋島等を合して昭和四年末迄の移民取扱數は計七八、一三八人である。

海外興業社は移民取扱人と共に一面拓殖事業會社である。其拓殖事業としてイタアベ植林地及アニニマス農場を經營して居ることは前述した。イタアベ植林地はブラジル國サンパウロ州に在り、昭和四年度に於て四萬三千餘丁町の面積あり、此處に六百九家族、三、五六一人を入植せしめ、其土地を分譲し、米、玉蜀黍、珈琲等の栽培に従事せしめて居る。其投資額百三十六萬餘圓であつて、三年度末に於ける生産額六十七萬圓と稱せられる。産業施設としては精米所、製材所、倉庫、日用品販賣所等を設け、公益施設としては醫局の外小學校を十ヶ所に設けて居る。

アニニマス農場はサンパウロ州パウリスタ線に在り、千二百町歩の土地を有し、此處に小作人、請負労働者を入れ珈琲の栽培を行つて居る。邦人小作人は昭和五年四月現在で三十五家族、二百十八人、借地農が五家族三十四人であ

る。産業施設には珈琲乾燥場、同精選場の外製材工場、倉庫等があり、公益施設には小學校が一枚ある。

### 第二 海外移住組合

前述の如く海外移住組合は相當の資金と教養とを有する組合員を所謂企業移民として送出し最初より自己の土地に開拓事業を行はせる目的を以て設立されたのである。今移住組合の目的及組織に付略述すれば。

- イ、海外移住組合の目的は組合員又は組合員と同一の家に在る者の海外移住を助成するにある。
  - ロ、組合は法人でその組織は有限責任である。
  - ハ、組合は一區域に付いて一個限り設立を許可される、その區域は現在道府縣を以て一區域とする。
- 以上の外移住組合は大體産業組合法に準據して作成せられ特に必要な條項以外は同法の規定が準用される。
- 現在移住組合は信濃、熊本、鳥取、富山等の如く従來の沿革上自ら移住地を經營せらるもの以外は移住者の募集宣傳獎勵等が主たる事業である。又組合は聯合會から土地代及生産資金の借入を受け之を移住者に貸付ける。
- 海外移住組合は共同してその目的を達成するため中央にその聯合會を組織して居る。聯合會は法人でその組織は有限責任である。此の聯合會が政府の援助の下に移住地の取得、分譲並に之に對する諸施設移住者送等送等の事業を遂行して居る。

海外移住組合及同聯合會の活動現況を概説すると左の通りである。

海外移住組合は現在その數十八、岡山、山口、廣島、三重、福岡、愛媛、鹿兒島、和歌山、熊本、新潟、香川、富山、北海道、山梨、鳥取、信濃、岩手、佐賀の諸縣に在る。

昭和五年八月末現在の組合員數は總計九千百餘名に上り山口、福岡、和歌山の如きは千名以上の組合員を有して居る。之等の組合が昭和四年四月から五年七月末迄に送出した二百四十九家族、千三百七十四人を組合別に示すと次の如くなる。

組合名	家族數	人員	組合名	家族數	人員
岡山	二七	一六〇	山口	九	五四
廣島	九	五四	新潟	九	五四
三重	一三	六六	香川	一二	六七
福岡	一六	一三二	富山	一九	九一
愛媛	一〇	四四	北海道	七	四二
鹿兒島	一〇	四五	山梨	一	四
和歌山	四六	二四七	鳥取	九	五八
熊本	一二	七七	信濃	四〇	一七六
岩手	九	五七	佐賀	一	一

海外移住組合聯合會は會員數三十二で海外移住組合は十六加入しその他は一般會員である。聯合會で現在伯國に取得した土地はその面積二十六萬町歩に及び所在地によりバストス移住地、チエテ移住地、アリアンサ移住地、ペンサ餅地、トレスパラス移住地、サイスイグランテ移住地と稱し就中バストス、チエテ兩移住地は最も重要なものである。之等の移住地入植した移住者數は在伯邦人の入植者を合し移住地別に示すと次の如くなる。

移住地名 家族數備考  
 (自昭和四年三月至五年七月)  
 四五

バストス移住地	一二八
チエテ移住地	五三
アリリアンサ移住地	六八
グイラノーヴァ移住地	一二
計	二六一
	渡航家族数

之等入植者のために聯合會は種々保護、指導、教養等の任に當つて居るが現在移住地の主なる施設はバストス移住地に製材所、煉瓦工場、醫局、學校、販賣店及移住者宿泊所があり、チエテ移住地には直營農場、製材所、醫局、移住者宿泊所等の設備があつて何れも皆移住者のため相當裨益を與へて居る。

### 第三 南米拓殖株式会社

同社は伯國パラ州政府の提供せる百萬町歩の土地に於て事業をなすべく昭和三年八月設立された。資本金は一千萬圓の株式組織で主たる事務所を東京に、伯國のベレン市にも事務所がある。同社の事業は海外開拓事業で之に附帶して商工業殊に土地の賣買、管理、經營等であつて既に取得したパラ州ベレン市郊外の土地百萬町の中開墾利用見込地五十萬町歩を直營地と分讓地とに分ち之に五千戸宛を移住せしめる計畫である。

昭和三年度より其事業地に移民を入れ事業を開始したが其後五年七月迄に總計一四二家族、六五五名を入植せしめ、各種の栽培事業に従事せしめて居る。同社が其移民地に於て講じてゐる施設の重なるものは五百人の收容力ある移民收容所の設置、ベレン港の棧橋架設、

病院設立、優秀醫員の派遣等であつて宿舍、倉庫の建設も順次竣工に近付きつゝある。

### 第四 アマゾン興業株式会社

前述の南米拓殖會社と共にアマゾン流域地方にある多大なる富源に着目し、此處に事業を行ふべくアマゾン興業會社は昭和三年九月資本金二十五萬圓を以て設立された。本社を東京に置き、出張所を伯國アマソナス州マウエス郡其他に置く。

其の事業地は伯國アマソナス州マウエス郡マウエス町の近くに在つて面積二萬五千五百町歩あり之を會社の直營事業及植民地として居る。

直營事業としては同社設立前に數名が同地に渡り約百町歩を切開き、主にグワラナ其他米、マンチオカ等の播種栽培に着手した。同地には住宅の外移民宿泊所を目下建築中である。

植民事業としては同社の植民地に入植する者は株主に限ることとし、一口二十株(一株二十五圓)以上を所有する者は同植民地の無償譲渡を受くることになつて居る。此等の移住者が其の土地に付きて有する權利義務、其の栽培物等に就いては前述した。同植民地への入植者は昭和五年七月末迄に計二十家族百十八名である。

### 第五 日亞拓殖株式会社

本邦の拓殖事業會社でアルゼンチン國に事業地を有するものとして日亞拓殖株式会社がある。

同社は昭和四年六月、資本金一百万圓を以て神戸市に設立された。

其事業地はアルゼンチン國チヤコ縣ローマアルタに在り、面積は一萬町歩である。

此處に一二〇家族を移住せしめ、五十町歩宛を分讓せしめる計畫である。

住民の募集、輸送の取扱事務は總て同社が直接之を行ふ。  
昭和四年度中に移住した者、五家族、四十九名である。

## 第六 移植民學校

移植民の事業に關しては、國民一般の移植民思想の普及發達を圖る必要あるは言を俟たないが、更に之に就ては特殊専門的な研究を要し之が爲に相當の機關が必要である。此目的に従ひ開拓指導者の養成に努めつゝある移植民學校其他之に類似のものは未だ其數々個に過ぎないが、各々相當の活躍を續けて居る。  
今此等の内容其他事業狀況を學校別に概述すれば、

### (1) 海外植民學校

同校は大正六年六月の創立で、東京に在る。同校には正科、専科及女子部があり、正科は高等小學校以上の卒業者に二ケ年、専科は中等學校以上のものに一ケ年修業させる。

創立以來昭和四年度迄の卒業生男子二五二名、女子一五名で、南洋南米等に渡航した者、男子一五三名、女子二名、夫々開拓事業に従事して居る。同校は其他海外思想の普及宣傳に努め、海外渡航の斡旋等の事業を併せて行つて居る。

### (2) 日本植民學校

同校は大正十一年七月札幌市に設立された。修業年限は二ケ年、中學卒業程度以上の者に入學を許可する。又女子部も設置された。學科教授の外附近で拓殖實習を爲して居る。同校では卒業生の渡航に付いて、其手續の斡旋、移住地に於ける就職周旋等を爲すが、南米

諸國に移住した卒業生も相當多い。

其他同校では講演會、講習會等に於いて、一般人にも移植民の宣傳普及に努めて居る。

### (3) 日本力行會海外學校

同校は大正十二年の創立で、東京にある。修業年限は普通科一ケ年、研究科三ケ年で前者は小學校卒業以上、後者は中等學校卒業以上の者を入學させる。學科教授の外實習を行つて居る。

同校の創立以來の卒業生は五二二名、其内海外に渡航せるもの約三百名に達し、夫々開拓の道に活躍して居る。

### (4) 長野縣青年講習所

長野縣では昭和四年四月青年講習所職制を定めて縣下小縣郡管平に同所を設け、農、中學校卒業以上の者を收容し七ヶ月間講習して居る。昭和四年度の講習生は十八名であつた。

### (5) アマゾン開拓青年養成

アマゾン開拓青年養成の爲大阪YMCA海外協會では昭和四年度から、協會内に教場を附近に農業實習所を設け農中學校卒業以上の者を收容して一ケ年學習及實習を爲さしめて居る。右の養成を爲したる者はアマゾン地方ペレン市郊外の地に移住せしめ、開拓事業をなさしめる計畫である。

右の外昭和五年度初に設立せられたものに左の三校がある。

### (5) エスパニヤ語學校

財團法人東京西班牙語學會の設立經營せるもので、群馬縣新田郡に在る。

エスパニヤ語の教授を主とし其他農業牧畜等移民に必要な課目を教授して居る。

同校は本科と別科を置く、前者は修業年限一ケ年、後者は六ケ月、高等小學校又は中學校卒業者に入學を許可する。

(6) 國士館高等拓殖學校

同校は昭和五年四月東京に創立された。

同校は農中學校卒業者以上の者を百名收容し、一ケ年の修業を経たる者を更に伯國アマソナス州バリチンスのブラジル高等拓殖學校に入學せしむべく目下ブラジルに其設立中である。同校では語學其他海外發展に必要な學課を教授する。

(7) 八紘學園

同園は昭和五年四月實習を主とし、拓殖事業の指導者を養成する目的で、北海道石狩國札幌郡に設立された。

中等學校卒業者を毎年百名宛募集し、二ケ年間修業させる。

必要なる學課を教授するの外附近の實習農場に於て拓殖實習をなして居る。

第七 海外協會其他

國民の海外發展、移民に關する思想、智識の宣傳普及は政府の施設と共に民間の施設を必要とする。其役割を演ずるものは各府縣にある海外協會及之に類似の移民後援團體である。此種の移民團體は既に明治三十年代に一二其設立を見たが大正四、五年頃海外發展の氣運隆盛となるに及んで各府縣に海外協會が設立され、大正十三、四年になると其の數も益々増加して盛に移民の宣傳獎勵を爲すに至つた。

海外協會其他の移民後援團體の目的、事業の内容は大同小異である。

其目的は海外移民思想の普及發達を圖り、且移民保護獎勵に關する諸般の調査、斡旋及施設を爲すことにある。

其事業として共通の主なるものを擧げると

(イ) 海外事情及移民の宣傳、紹介及獎勵の爲に之に關する講演會、講習會、研究會及活動寫眞會を開催し、機關雜誌其他の印刷物を發行し之を頒布する。

(ロ) 海外事情又は移住地の調査研究、視察員の派遣等をなす。

(ハ) 海外移住に關する質疑に對す相談回答をなし、渡航手續其他渡航準備の指導、斡旋等の事業をする。

(ニ) 在留家族又は在外邦人の慰問、督勵又は内外通信其他の仲介等をする。

勿論各協會が總て右の事業全般を行つて居るのでは無いが、大體右の事業の一部又は全部を行つて居る。尙其他に日本力行會に於てブラジルに南米農業練習所を設け、移民指導者の養成をなし、海外協會中央會は朝鮮に移住地を經營し内地農民を移住せしめる等特別な事業をなして居るものもある。

此等の協會名及所在地を示せば

- |              |       |              |       |
|--------------|-------|--------------|-------|
| (1) 海外協會中央會  | (東京市) | (2) 日本力行會    | (同)   |
| (3) 日本婦人海外協會 | (同)   | (4) 日本移民協會   | (同)   |
| (5) 南洋栽培協會   | (同)   | (6) 南洋拓殖協會   | (同)   |
| (7) 福島縣海外協會  | (福島市) | (8) 宮城縣海外協會  | (仙臺市) |
| (9) 信濃海外協會   | (長野市) | (10) 山梨縣海外協會 | (甲府市) |



- |      |          |        |      |            |       |
|------|----------|--------|------|------------|-------|
| (11) | 岐阜縣移民協會  | (岐阜市)  | (12) | 靜岡縣海外協會    | (靜岡市) |
| (13) | 富山海外移民協會 | (富山市)  | (14) | 石川縣移植民協會   | (金澤市) |
| (15) | 三重縣海外協會  | (津市)   | (16) | 大阪YMCA海外協會 | (大阪市) |
| (17) | 和歌山縣海外協會 | (和歌山市) | (18) | 日伯協會       | (神戸市) |
| (19) | 岡山縣海外協會  | (岡山市)  | (20) | 廣島縣海外協會    | (廣島市) |
| (21) | 防長海外協會   | (山口市)  | (22) | 香川縣殖協協會    | (高松市) |
| (23) | 高知縣拓務協會  | (高知市)  | (24) | 福岡縣海外協會    | (福岡市) |
| (25) | 大分縣海外協會  | (大分市)  | (26) | 佐賀縣海外協會    | (佐賀市) |
| (27) | 長崎縣海外協會  | (長崎市)  | (28) | 熊本海外協會     | (熊本市) |
| (29) | 鹿兒島縣海外協會 | (鹿兒島市) | (30) | 沖繩縣海外協會    | (那覇市) |

第八 神戸協和寮

移民が渡航せんとする際、移民收容所で不合格を宣せられたときは移住する事が出来ず折角の雄圖を挫折するのみならず治療費及宿泊料等に困窮し極めて悲惨な境遇に沈淪するので之等不合格者の救済を主たる目的として民間篤志家に依つて昭和四年十月設立されたのが神戸協和寮である。

同寮は右の不合格者が宿泊するために設けられたもので衛生、娯樂、炊事場の設備を施し收容能力二百五十名を有し、簡易低廉で宿泊者に非常な便宜を與へて居る。事業開始以來の宿泊延人員は二萬六千餘人に達して居る。

第五節 國內移住

我國内に於て未開地多く農耕技術比較的發達せざる地方に對しては之が開拓並指導のため内地農業者を移住せしめ海外のそれと相俟つて奨励方策を講ずるは緊切の任務である。現在之等の地方は朝鮮、樺太及關東州である。

第一目 朝鮮移住

政府は此地方に移住する者に對し移住費並農具購入費等に付補助金を交付し奨励に努めて居る。尙海外移民の如く汽車、汽船賃は半額である。移住地の主なるものには不二農村、平康兩産業組合、赤司農場並羅津農場等の移住地がある。

(1) 不二農村産業組合移住地

初め不二興業株式會社の經營であつて大正十二年度から既に移住者を收容して居る。昭和三年三月に於て右會社の事業中移住地に關する分のみを分離獨立したものである。

全羅北道群山府外にある約一千町歩の干拓事業地に付内地農業者を招致し土地の分讓を爲し獨立農創設を目的として居る。

事業地を「不二農村」と稱して居る。

内地入移住者三百三十餘戸を招致し一戸に付水田三町歩の分讓を爲し土地代、住宅代、水利組合費並組合事務費其の他は年賦償還の法に依る。

不二興業會社時代即ち大正十二年度以來昭和四年度末迄に内地より收容したものの合計二百六十一戸を算する。

(2) 平康産業組合移住地

昭和三年三月の組合設立である。

江原道平康郡平康面に於ける水田二百五十町歩、畑二百五十町歩合計五百町歩の事業地を有す。内地人營農者百戸を招致し一戸當り水田、畑各二町五反歩合計五町歩の分譲を爲し獨立農を創設する目的である。土地代、住宅代、水利組合費並其他諸費は年賦償還に依る。既に昭和二年度に始め昭和四年度迄に二十七戸を收容した。

(3) 赤司農場

赤司良一の經營せる忠清南道公州郡牛城面(公州邑外)に於ける水田六十町歩の事業地にして内地人營農者二十戸を招致し一戸當三町歩の分譲を爲し獨立農を建設する目的である。土地代、水利組合費其他移住者負擔は年賦償還に依るもので經營の方針は大體前記不二農村、平康兩産業組合と同様である。

昭和四年より移住者の招致を始め既に十七戸を收容した。

(1) 羅津農場

海外協會中央會代表者永田稠の事業經營であつて事業地は咸鏡北道慶興郡新安町に於ける農耕適地約四百町歩の未墾地である。

移住者として内地人四十戸朝鮮人四十戸を招致し内地人移住者には水田適地一町歩、畑七町歩計八町歩分譲して獨立農業者を創設し朝鮮人には右分譲土地の一部を貸付して小作農を爲さしむる目的である。土地代、住宅代金等は年賦償還に依る。

因に本事業は昭和五年に着手せるもので將來は産業組合組織に依る經營計畫を有して居る。

第二目 樺太移住

樺太に於ける開拓事業並移植民事業は樺太廳が直接取扱つて居る。

領有後明治三十九年より内地人農業者の移住を奨励して居る。樹林地又は原野を貸下げて開拓を爲さしめ後に之を無償で譲與し獨立農を創設する目的である。更に昭和三年には模範的農村を建設する目的で從來の自由移民の外に保護移民と稱するものを設け集團植民地に入植せしめて居る。

移住民に關しては移住民取扱所及移住民沐浴所等の設備を設け諸種の便宜を與へて居る。尙移住後に於ては牛馬、農具の購入費、開拓費並家屋建築費の一部補助を爲すの外保護移民に對しては別に移住費の補助や農作種子の無償給與もして居る。尙移民の汽車、汽船賃は内地では半額、樺太では無償である。

移住者には五町歩乃至十町歩の森林、原野を貸下げ開拓の後無償でこの土地所有權を譲與するのである。毎年の農業移住民入地數は五百戸乃至一千戸で昭和三年末に於ける異計約二萬一千戸を算す、昭和五年に於て移住民を收容すべき集團植民地は、喜美内、近幌、寶澤及幌千の各地方である。

第三目 關東州移住

關東州に於て移住地事業を經營して居るものに大連農事株式會社がある。

内地人農業者を招徠し社有地を分譲して自作農を創定し地方農民の模範を爲さしめ在來農法の改善を期する目的である。

關東州内各所に點在する約五千町歩の農業適地を事業地に充て内地人農業移住者五百戸在滿農業者二百戸を入地せしめ一戸當六町乃至十町歩を分譲するもので土地代その他は年賦償還の法に依る。

移住者收容は昭和五年に始まり毎年百戸位の募集豫定である。

政府は之等移住者に對し奨励金交付の要を認めて居る。尙移住地迄の汽車汽船賃は朝鮮樺太と同じく半額である。

## 第二章 海外拓殖事業

### 第一節 海外拓殖事業の沿革

南洋及南米方面に於ける邦人の各種拓殖事業に就て其の發達の沿革を大觀するに、マレイ半島に於ける石原産業海運合資會社の鐵鑛業、瓜哇高原地帯及比律賓タバオに於ける養蠶事業、南洋各地に於ける大規模の漁業、ブラジル國、アマゾン州マウエス地方に於けるグワラナの企業的栽培等、邦人の創意に係る三、四の例外を除いては、護謨の栽培椰子の栽培等創業の歴史は古いけれども、その大部分は歐米人に先鞭を付けられ、驥尾に附して今日の發達を爲して居るものと觀られるのである。従つて歐米人の事業が今日既に組織を充實して堅實なる經營を爲してゐるのに比し

幾分遜色なしと云ふことは出来ないが、比較的後年の着手に屬するものとしては、内外人共に驚異の目を以て觀る程度に發達して居るものも尠くない。南洋各地に於ける邦人の護謨や椰子の栽培事業は、明治四十年前後に初めて栽培せられたものであるが、爾來年と共に發達し殊に歐洲大戰前護謨市價の暴騰に際して、内地資本家の護謨事業を開始するもの續出し以て今日の大を致したのである。又比律賓タバオ地方に於けるマニラ麻の栽培事業も殆ど護謨栽培と其發達の軌を一にし、今日に於ては比律賓マニラ麻市場を支配せむとするの域に達した。

その他ブラジル國サンパウロ州西北部地方に於ける珈琲栽培、アマゾン河流域に於ける棉花、米、グワラナの栽培並に植民事業、アルゼンチン、ミシオネス地方に於けるマテ茶の栽培、同國チャコ地方に於ける棉花の栽培等何れも邦人の海外拓殖事業中特筆すべきものである。尙その他南洋各地に於けるオイルパーム、シトロネラ、トバ、茶、規那の栽培比律賓に於ける木材事業等何れも力強き發展の過程にある。

### 第二節 海外拓殖事業の現況

#### 第一目 地方別狀況

##### 第一 南洋地方

南洋地方は我國内工業原料品の一大供給地として既に重要な關係を有するのみならず、その交通運輸並に地理、氣

優等の關係に於て、將又人情及政情等の點に於て、邦人及邦人資本に對し、その進出を誘引する力極めて大なるものがある。従つて古くより邦人の此地方に移住し農業に従事するものも尠くない。

然るに近年に至つて國內に於ける工業の發達は非常なる力を以て此地方に對しその原料の生産取得並に國際的取引を目的として、各種の企業投資を見るに至つた。今日此地方に於ける邦人の護謨、椰子、マニラ麻、砂糖、茶、規那及木材等の農林事業を始め鐵礦業、石油事業並に水産業等は殆ど南洋全體に亘つて行はれ、その投資總額の如きも殆ど一億圓を突破したと稱せられその歴史の古きと、その投資額の大なる點に於ては、邦人の海外拓殖事業地中滿洲地方を除き第一位にある。

近年此の地方に於ける邦人事業は世界的經濟界不況の影響を受け目下相當窮地に陥つてゐるが、生産費の低下、生産及取引の合理化等に銳意努力し、難局の打開に善處して居る。

南洋各地邦人栽培業、租借、植付、生産、植付未済面積並投資額比較表（昭和四年九月現在）

比 律 賓	租 借 面 積	植 付 面 積	生 産 面 積	植 付 未 済 面 積	投 資 額
英 領 馬 來	二九、四一〇、七八一	一九、一九九、八一	一三、六六五、四八	一〇、二一〇、九七	一六、〇二五、六九七、四一
英 領 北 婆 羅 洲	三七、二六〇、二二	二五、五二一、六七	一九、三七八、五二	一一、七三八、四五	三三、一三一、七二一、五六
サラワツク	二三、三七〇、三八	八、〇一五、五六	五、〇九二、九一	一九、三七八、五二	八、一三〇、九八四、〇六
計	三、〇七五、一五	二、〇九八、二七	一、二三二、二四	九七六、八八	二、四四二、一五五、四七

臺灣總督官房調査課南洋各地邦人栽培企業要覽（昭和五年十月刊行）に依る。

第二 南 米 地 方

南米地方に於ける邦人の拓殖事業は多くの場合植民事業を伴ふのが普通であるが、又全然植民事業を伴はないものもある。植民事業に關係するものは主としてブラジルに於て行はれ、海外興業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社、アマゾン興業株式會社等は何れも植民事業に拓殖事業を併行せしめて現に相當の事業を遂行しつゝある。

植民事業を伴はざるものとしてはベルー海岸地帯バルバに於けるベルー棉花株式會社の棉花栽培、同國バンバヤクに於ける星製藥株式會社のコカ栽培、ブラジル、サンパウロ州に於ける海外興業株式會社、東山農事株式會社、日伯拓殖株式會社、野村合名會社の珈琲の經營、パラ州に於ける南米拓殖株式會社直營部の棉花、米、カカオの栽培、アマゾン州マウエスに於けるアマゾン興業株式會社營利部のクワラナの栽培、アルゼンチン、ミシオネス州に於ける邦

人のマテ茶栽培、尙中米メキシコ西海岸地方に於ける大洋漁業株式會社の水産業等がある。此等南米及中米諸國に於ける拓殖事業はその地遠隔なる爲め、内地及事業地間の交通、運輸、通信上、種々の不便があるが他面該諸國はその人情政情並に土地取得等の關係に於て極めて企業者に有利である爲目下内地資本家に於ても熱心に研究せられて居り今後も此の種事業は相當發達を見るの機運にある。

## 第二目 産業別狀況

### 第一 農 林 業

#### 一 ゴ ム

(1) 概況 邦人のゴム企業熱は明治四十年頃擡頭し同四十三、四年頃は最も盛で其後引續き大正六、七年に至るまで會社或は個人の企業が簇出した。當時ゴム市價は熱狂的で一封度五、六弗を稱へ邦人は此の熱狂景氣に刺戟せられ、ゴム栽培により一攫千金を夢想して着手したものも少なくない爲、自ら其の經營に堅實味を缺いたものゝあることは否定し難い事實である。之後年の不況に際會して其困苦を一層深刻ならしめた所以である。其後市價は漸落の歩調を辿り大正八年頃には往年の熱狂相場とは比較す可くもないが尙一弗以上の市價を維持し、ゴム企業に有利なることに世人の期待をつないで居た。然るに其後歐洲戰爭終結により年と共に其の影響を現はして來、市價は暴落し大正十一年には遂に二十一仙に低落するに至つた。當時邦人ゴム園は其の一部漸く生産期に入つた許りで大半は未だ生産なく尙起業を要し、一面既借入金に對しては銀行側より之が返還を迫られ、其の蒙る痛苦は並々ならぬものであつた。そこで當業者相諮つて、外務、大藏、農林當局に迫り救済を懇請したけれ共遂に成功

はしなかつたのである。大正十一年十一月に至り英國政府の英斷により生産制限の制が布かれ、其れが漸次効果を現し大正十四年の春以來特に其昂騰歩調著しくなり、年末には一弗八十仙を超ゆるに至つた。此のブームに乗じ英米資本家の間にゴム投資熱勃興し來り、邦人園にして將來一段の發展を期する採算上より、或は資本家の都合により英米人に賣却したるもの十二會社に及び、其租借面積は七二、〇一五英反(邦人全租借面積の一割九分)植付面積三一、六七〇英反(邦人全植付面積の二割三分)に達した。世人或は此の賣園の事實を目して邦人ゴム園の經營が行詰り、放棄しにかの様に解するものもあるけれども、之は全く當らず、一、二例外は別として何れも有利に賣りぬき、多きは投資の倍額以上を回收し得て所謂國際貸借上貢獻する所少くないのである。即ち其賣却代金總計二千五百五十萬圓で約千萬圓を利得した譯である。

其後密輸出の増加及制限に加入せざりし蘭領東印度の生産量増加等の爲に制限の効果漸く薄らぎ市價の維持期待の如くならず遂に一昨年十一月制限令を撤廢するに至つた。而して其後アメリカの財界恐慌に次ぐ世界的不況と相俟つて、市況は益々振はず、其對策として本年五月一ヶ月の休採を申合せたのである。

而も其期間中休採申合せを裏切るものあり、又休採後の六月には反動的に生産を増加した等の爲に休採の効果は思つた程で無く、市價は一層下落して最近には十二仙臺を現出するに至つた。而して此の價格では生産費に食ひ込み農園の維持經營に困難するものも少くないので、イギリス、オランダの當業者相寄り之が對策を考究して居るけれども、未だ名案の具體化したことを聞かない。一方滞貨は愈々増加して斯業の前途多難なるを思はせるのである。

(2) 邦人ゴム園の分布狀態 邦人ゴム園の分布狀態は左表の通りである。

邦人ゴム園地方別面積 (一九二九年四月)

地方面積	租借面積	植付面積	生産面積
マレイ半島	九三、〇四七 <sup>英反</sup>	五九、六一六 <sup>英反</sup>	五〇、二一九 <sup>英反</sup>
英領ボルネオ	三一、八六九	一三、一二四	一〇、六五一
サラワツク	六、九八五	四、五四八	三、三一二
蘭領スマトフ	一四八、七五九	一九、八一二	一四、〇〇五
同ボルネオ	三七、九五四	一〇、一三一	五、五八六
蘭領瓜哇	四二、九四九	四、六一四	三、三八八
計	三六一、五六〇	一一一、八四五	八七、二二一

(3) 事業の規模投資額 大正十四年の初、邦人のゴム企業投資額は約一億圓であつたが其後賣園に依り外人の手中に歸したものの三萬一千英反に及び、それ丈投資額の減少を見た譯であるが、一面に於て大倉三義等新に企業に着手し或は着手せんとするものもあるので現在の投資額は約八千萬圓と推定せられる。其植付面積は十一萬三千英反で之を全世界栽培面積五百萬英反に比すれば二・三%であつて、イギリス系投資面積が四〇%なるに比すれば雲泥の差ありと云ふべきである。

尙邦人ゴム企業の規模に就ては、左表に依つて其の概要を知ることが出来る。

植付面積一萬英反以上 一萬英反以下五千英反以上 五千英反以下二千英反以上 二千英反以下一千英反以上 一千英反以下五百英反以上 五百英反以下二百英反以上 二百英反以下五十英反以上 五十英反以下	數		面積	
	會社	個	植付面積	個人面積
計	三四	三七	一〇五、七八三	六、四五七
	三		四一、二九二	
	三		一九、三八八	
	九		二七、七三四	
	六		九、二九九	
	一		七、二七七	
	二	一四	七九三	三、九五四
		一五		二、〇四五
		五		三六四
		三		九四

(註) 本表にはスマトラの大倉農園等昭和年度のものは含まぬ

(4) 産額 邦人ゴム園の産額は左表の如く世界の總産額八十五萬噸に對し一・五%である。尙参考の爲め將來の豫想と工業原料としての國內消費との對比を表示する。

邦人ゴム園生産高及國內消費量對比表

年次	邦人ゴム園生産高	消費高	過不足
大正一〇	六、〇〇〇	九、〇〇〇	不足
大正一一	六、五〇〇	一〇、〇〇〇	不足
大正一二	七、〇〇〇	一二、〇〇〇	不足
大正一三	八、〇〇〇	一七、〇〇〇	不足
大正一四	八、五〇〇	一七、〇〇〇	不足
大正一五	九、〇〇〇	一七、五〇〇	不足
昭和一二	一〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	不足
昭和一三	一二、〇〇〇	二六、〇〇〇	不足
昭和一四	一二、五〇〇	三〇、〇〇〇	不足
昭和一五	一三、〇〇〇	三四、〇〇〇	不足
昭和一六	一三、五〇〇	三八、〇〇〇	不足
昭和一七	一四、〇〇〇	四二、〇〇〇	不足
昭和一八	一四、五〇〇	四五、〇〇〇	不足
昭和一九	一五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	不足
昭和二〇	一六、〇〇〇	五五、〇〇〇	不足

(5) 生産物の販路 生産物はシンガポール其他當該地方の市場に於て販賣せられ、其仕向地に至つては固より區々

であつて知ることが出来ない。

(6) 我國との關係 前掲表に於て見る如く國內消費量は遙に邦人の生産を凌駕し、生産の増加は多々益々辨する處であるが茲に注意すべきは國內ゴム工業の原料は邦人農園の生産品より下級品であつて大半は土人、支那人等の小園の生産にかゝり直接には邦人の生産と交渉甚だ稀薄なる實情にあることである。尤も將來はゴム工業の進歩發展に伴ひ漸次兩者の交渉密接になるものと思はれる。

ニ コーヒー

(1) 伯國に於ける珈琲栽培事業

(A) 主なる産地 現今ブラジルで珈琲を産出する主なる州はサンパウロ、ミナス、エスピリト・サント、ペルナンブコ、バイア、パラナ、リオ、ゴヤス及サンタ・カタリーナの九州であつて、珈琲價格調節政策も此の九州聯盟會議で決定されたものを施行するのである。

(B) 栽培状況 全世界に於ける珈琲樹数は三十三億六千七百萬株弱であるが、ブラジルで二十億二千九百萬株強を有し、其内サンパウロ州が十一億八千百萬株である。(伯國聯邦政府珈琲局發表)サンパウロ州には二萬三千に達する大小の耕地があるが、珈琲の栽培面積は七十萬アルケレス(約百七十五萬町步)であるから、珈琲園及其他の既開墾地を差引いて尙七百萬アルケレス(約千七百五十萬町步)餘の未開墾地が残つてゐることとなり、既に新地帯の開発が行はれ近年著しく珈琲の増植を來したのである。耕地の評價は大體に於て植付珈琲樹數に依つて決まるのであるが珈琲樹には成樹と幼樹とあつて價を異にする。好況時代には成樹一株を十ミル當りで賣買したものもあるが、普通は五ミル位として算定し、幼樹は平均一ミル五百レース位に見積るのである。

る。それでサンパウロ州には現在(一九二九年)成樹が十億四千七百萬株餘、幼樹が一億三千四百萬株弱植付けられてゐるから、價格に見積れば成樹、幼樹合計五十四億一千五百萬ミル(十三億五千四百萬弱)が珈琲耕地丈の價となる。(珈琲局月報)

(C) 邦人栽培狀況 近年邦人の珈琲園を經營するもの噸に其數を増加した。一介の移民から身を興し、土地を購ひ自ら珈琲を栽培するものノロエステ線に二千家族此の所有樹數二千九百萬株、ソロカバナ線に千三百家族、所有樹數七百二十萬株、其他に於て四百家族、三百六十萬株に達して居る。(中島總領事報告) 邦人は栽培を始めて日尙淺き爲めに未成樹多く全部生産するに至つてゐないが、年産精撰珈琲は三十萬袋、此價格好況時代に於て千五百萬圓、現今の不況時代に於て九百萬圓と算定せられてゐる。

此外資本家で珈琲園を經營するものが次第に多くなつて來た。三菱系の東山農事株式會社は資本金百十萬圓を以てパウリスタ線に千五百九十九アルケールス(約三千七百九十七町步)の既成耕地を買收し、二十四萬株の珈琲樹を栽培して居る。同社は昭和三年及四年には更に中央線に五萬株を有する二千アルケールス(五千町步)の耕地をも買收した。

神戸に本店を有する日伯拓殖株式會社は資本金百五十萬圓で昭和三年ノロエステ線に五百アルケールス(約千二百五十町步)のパラマンサ耕地を買收し、二十七萬株の珈琲園を經營中である。

又大阪の野村組は巴拉ナ州の北部カンバラ郡附近に一農場經營中であるが此外に海外興業株式會社はパウリスタ線に千二百餘町步、三十萬株の珈琲園を持つて居る。

(D) 需給關係 一九二七―二八年度は世界一般に珈琲の豊作で三千六百三十三萬七千袋産出したがブラジルでは

二千八百三十三萬四千袋の收穫があつた。然るに世界の需要は

一九二六―二七年度	二一、七〇五、〇〇〇袋
一九二七―二八年度	二二、五三六、〇〇〇袋
一九二六年	一三、七五一、四七二袋
一九一七年	一五、一一五、〇六一
一九二八年	一三、八八一、四四五
	六九、七五一、八八七英磅
	六二、六四八、五五七
	六九、七〇一、二六〇

であつて、ブラジルから供給した數量及價格は

に過ぎなかつた。(珈琲局月報)

(E) 輸出狀況 一九二八年度に於ける輸出先は左表の通りである。(珈琲局月報)

アメリカ合衆國	七、二七四、二〇一袋	全輸出數量の五二・四〇%
フランス	一、五四六、四三〇	一一・一四
ドイツ	一、〇二八、一四七	七・四一
イタリヤ	八九三、六四五	六・四四
オランダ	八六六、二二九	六・二四
アルゼンチン	四五九、七六五	三・三一
スイス	四二八、八五九	三・〇九
ベルギー	三二一、四一五	二・三二
南亞聯邦	一六五、七六九	一・一九
デンマルク	一五五、八一四	一・一二
アルゼリヤ	一五〇、五六四	一・〇八



スベイン	九七、九四八	同	〇・七一
フィンランド	七八、一一八	同	〇・五六
エチオピア	六八、二一〇	同	〇・四九
チリ	五七、二三八	同	〇・四一
ウルグワイ	三九、六四四	同	〇・二九
カナダ	三二、〇三〇	同	〇・二三
ノルウェー	三一、八六六	同	〇・二三
アジアトルコ	二五、七四四	同	〇・一九
ユーゴスラビヤ	二三、九九八	同	〇・一七
ポルトガル	二一、六七五	同	〇・一六
其他	一一四、一三三	同	〇・八二
計	一三、八八一、四四五		

一九二八—二九年度には千四百二十八萬千袋の輸出高に達し、前年度より四十一萬袋の増加である。

ブラジル珈琲の本邦に輸入せらるゝ數量はワイルマン・ブラジリアン・レヴィウの報する所に依れば一九二八年に二千四百十九袋、一九二九年に二千三百二十一袋であつた。

然るに大阪に本店を置く日本ブラジリアン・ツレーディング商會は昨年サンパウロ州政府と契約を結び、該政府の補助を得て東洋市場にブラジル珈琲の宣傳を引受けた。

(F) 最近の情勢 昨年十月突然珈琲市價暴落して一時珈琲界に恐慌を惹起したが、ブラジル聯邦大統領は昨年五月三日議會に與へた教書に於て珈琲の一般狀況を左の如く説明してゐる。

「(前略)既往に於て一再ならず同様の危機に直面したることあり。然るに隱忍克く耐へて最後の勝利を博した

る經驗を有す。今や國內經濟の膨脹は過去の比にあらず。正貨の準備額は三千百萬磅に達し此の内二千百萬磅を以て紙幣の兌換に充て残り一千萬磅は法律の定むる處に従ひ必要の用途に充て特に公定換算率維持に必要な用途に支辨せむとす。

現下の不況は強固なる經濟力を有するものと看做されたる先進國の究極的不況の反動を我がブラジルが感受したるに過ぎず。國內倉庫に二千萬磅の貯藏を見たる時、翌年度の豊作に逢ひ、又戦後の運賃騰貴により珈琲市價の高騰となりたる等凡て此の不況時に際して輸出に影響を與ふる動機となりたるものなり。

(中略) ブラジル銀行の能力は些少に非ざるを以てその能力の及ぶ限り、生産者及商人の間に立つ銀行を積極的に援助する事に對し聯邦政府は保證せんとす。既にブラジル銀行は珈琲生産地の如何に拘らず、苟も珈琲倉庫證券の保證ある限り資本の融通を行ふことなし仲買人及生産者に對し一億六千萬ミル、銀行に對し一億ミルのクレディットを開けり。又預金部より珈琲資金に流用したる事に對し、ブラジル銀行は已に二千九百萬ミルの補填を終り、尙必要な場合は最後の一文に至るまで支出せんことを決議したり。此外サンパウロ州政府及珈琲局は全力を擧げて機宜の措置を講じたる爲め危機は完全に打開せられたり。(後略)

(2) 南洋に於ける珈琲栽培事業

南洋に於ける邦人の珈琲栽培業としては、スマトラ・フィッツサムに大阪野村合名會社が二千六百英反を租借し其の植付面積六百十五英反(前年度)に及んで居り、又瓜哇に於ては南國産業株式會社がゴム、茶の傍、テムボアセオ農園に於て珈琲を七百英反に涉りゴムと混植して居り、セレベスに於てはカレロンテイ農園が九百八十八英反を租借し之に珈琲を約五百英反植付けて居るのを大なるものとし、其の外セレベスには、個人で小規模に珈

班を栽培して居るものもあるが未だ統計に上る程のものでは無い。其生産額は、野村農園は約百五十ピクルであるが生産調に入る樹数の増加と共に逐年増加すべく、南國産業は年三千ピクルの生産を擧げて居る。

### 三 纖維植物

(1) 概説 纖維植物といふもマニラ麻が最も主たるものでありサイザル麻が之に次ぐ。邦人が南洋方面で初めてマニラ麻の栽培に着手したのは明治四十年で謂はゞ偶然の事からである。即ち明治三十六年比律賓に大饑饉があり、其救恤金としてアメリカの議會より四百萬比を與へられ、之に基いて彼の有名なるマニラ、バギオ間のベンゲツト道路の築造をなすことになつたのが、工事の困難と之に従事することを希望する比律賓人の数が少かつたので日本から移民を呼寄せて之に當らしめた。然るに明治三十八年右道路の完成に當り之等移民は職を失ひ非常な苦境に陥り旅費あるものは辛ふじて歸國し旅費なき者は他に自活の途を求むべく比律賓各地に離散するより外なかつた。この時に當り比律賓開拓の先驅者故太田恭三郎氏が仲介となつて之等移民約百八十餘人をミンダナオ島ダバオ灣内に耕地を所有するスペイン人某の耕地に入れた。之が抑々同地方に於ける邦人發展の端緒となつたもので、太田氏は比律賓各地を踏査の結果、ダバオがマニラ麻栽培上絶好の自然的條件を具へ、氣候亦邦人に適し我々勤移民の發展地として洵に理想的であることを認め、茲に之等移民と共に苦心健闘の結果遂に明治四十一年五月同氏を中心とする太田興業株式會社を創立し麻及椰子の栽培に着手した。然し其當時は邦人の彼の地に渡航する者も極めて少かつたが、明治四十四年頃からダバオ麻の市價奔騰し従業者の収入増加するに伴つて新企業の勃興となり勞働力の需要を喚起した結果、邦人渡航者相踵ぎ、大正七年頃には在留邦人數一萬人、邦人會社數亦六十有餘を數ふるに至り、買入地及租借地五萬餘町歩に達するの盛況を示した。然るに大戰後の世界的財界不況は俄然

(一) 麻市價の大暴落を招來し、爲めに創業幾何も無くして基礎未だ鞏固ならざる邦人會社の解散没落に逢ふもの二十餘社の多きに及び在留邦人數も亦激減して大正十年頃には四千五百名に減少した。然し其後麻市價も漸次恢復して來たので復び彼の地に渡航する者年と共に多きを加へ、現在に於てはその數一萬餘人に達し中七割はマニラ麻又は椰子の栽培に従事して居る。

(2) 所在分布 マニラ麻は比律賓の特産物であつて比律賓諸島全般に亘つて廣く栽培されて居り、又スマトラにも栽培されて居るけれども、現在邦人で之に従事して居る者は悉くミンダナオ島であつて、其他の土地で之に従事して居る者は無い。唯ボルネオ島タワオに於て日本産業株式會社及邦人移住地等に於て小面積の栽培を行つて居るけれども未だ試験的栽培の域を脱しない。ミンダナオ島の中でも邦人が現在其の栽培に従事して居る地方は、同島の東南部風光明媚のダバオ灣に臨むダバオ州であつてダバオ灣沿岸地方に廣くその耕地は散在して居る。

(3) 事業規模投資額 現在ダバオに於てマニラ麻或は椰子の栽培に従事して居る邦人會社數は四十四社で、之等は皆大戰後の經濟界不況の受難時代を切抜け堅實なる發展をなし以て今日に及んだもので、其公稱資本金五百二十萬比拂込金三百九十萬比である。而して借入金其他の方法による投資額は實に一千二百萬比を下らぬと推定される。之等諸會社中麻のみの栽培をして居るものは其中の三分の二で、他は麻及椰子の栽培をなし、又三社は椰子のみの栽培をしてゐるので、假にマニラ麻に對する投資額を其八割と見れば八百六十萬比である。猶之等諸會社の確實なる租借地及買入地の總面積は約二萬六千町歩で其中開墾地は一萬五千町歩に及んで居ると云はれる。

(4) 産額 ダバオに於て邦人が麻栽培に着手した當時は同地のマニラ麻生産額も極めて少く、千九百十五年頃でもその産出は僅に三萬俵(一俵は二擔)内外に過ぎなかつたが、最近四、五年間に實に長足の進展をなし、千九百二十七年

年度には三十一萬俵、千九百二十八年年度には四十一萬俵の産出があり、比律賓マニラ麻總生産額中の夫々二十二パーセント、二十六パーセントを占め、マニラ麻の生産地として、二位を争ふに至つた。而も其の三分の二は邦人の手に依つて生産されると云はれ、其品質の優良なる點に於て其聲價高く海外市場に喧傳されて居る。之を以て見ればダバオを開發して以て今日あらしめたのは全く邦人の力であると云つても決して過言でなく、比律賓麻栽培上如何に邦人が重大なる役割を演じつゝあるかを知る事が出来よう。

(5) 生産物の販路 マニラ麻は船舶用、鑛山用或は各地土木工業用ロープ、漁業用トロールワイン、麥束用バインダートワイン或は製紙、眞田等の原料として主としてアメリカ、イギリス及日本等に輸出せられる。邦人の手に依つて生産された麻は大抵太田興業或は古河拓殖のプランテーションに集り、茲に於て仕譯し等級を附しブレツスして重量二擔の俵となしマニラに於ける邦人或は外國人の貿易商の手を通じて直接ダバオ港より海外へ輸出せられる。ダバオに外國汽船の未だ寄港しない時代には、ダバオの麻は一旦サンボアンガ或はマニラの貿易商或は問屋の手に渡り、此處より海外へ積出されて居たが寄港後は斯る事は殆んど無い。

(6) 日本との關係 日本はアメリカ及イギリスに次ぐマニラ麻の輸入國であるが、一體何程の輸入を爲して居るかと云ふに、最近に於てはその輸入額年三十五萬俵内外に達して居り、其中の七、八萬俵はダバオ産麻である。ダバオの麻の三分の二は邦人に依つて生産される故に内地に輸入されるダバオ麻の三分の二は大體邦人の手になるものと見て大差あるまい。然らば五萬俵内外(マニラ麻總輸入額の約一分五分)の邦人生産麻が毎年日本へ輸入されて居ることになるのである。

#### (附)サイザル麻

邦人或は邦人會社の海外に於けるサイザル麻の栽培は、現在の處、蘭領印度瓜哇島ソロ州に於て東印拓殖株式會社が之を行つて居るに過ぎない。同社は大正七年オランダ商法に依り Dutch Japan Plantation Ltd. を設立すると同時にその創立を見たもので、其公稱資本金二百萬圓、拂込金一百萬圓である。而して其借入金は東印直接のもの四十萬圓、ダツチ、ジャバン會社と連帯せる借入金三十三萬圓である。同社は永借面積四千六百一十「パウ」(一パウは七反一畝十七步) 農業租借地一萬二千三百「パウ」を所有し、サイザル及ゴム栽培に従事して居る。而して其サイザルの植付面積は三千五百「パウ」餘で其五割四分は目下採葉期に達し昭和三年度には約一萬二千六百擔の纖維を生産して居る。其生産品はスマラン市「コロニアルバンク」にて委託販賣を爲して居る。

#### 四 砂 糖

(1) 概説 邦人の海外に於ける斯業の投資としては瓜哇に於けるゲダールン農事株式會社あるのみである。同社は元資本金六十萬圓のオランダ人の會社であつたのを邦人の内外製糖會社が一九二〇年に其株を買收し經營して居たが一九二三年に大日本製糖株式會社を買收し越えて一九二五年百七十萬圓に増資して事業の擴張増設を計り今日に及んで居る。曾ては大正六、七年頃の砂糖の好景氣時代に、南國産業株式會社及鈴木系南洋製糖株式會社等瓜哇の糖業に進出し、前記ゲダールン會社と併んで之と相伯仲する生産を擧げて居つたのであるが、何れも二三年前に賣却して斯業から手を引いた。

(2) 所在分布 瓜哇島ソロカルタ・クラジャン・レジョにある。

(3) 事業の規模 五千パウの土地に輪作を行つて居るが最近三ヶ年の植付面積は左の通りである。

年次	一九二七	一九二八	一九二九
植付面積	一、四〇五・八バウ	一、三九八・四バウ	一、三〇三・七バウ

(4) 産額 最近三ヶ年の生産額は左の通りである。尙参考の爲め瓜哇甘蔗糖生産額に對する比率をも附加することとした。

年次	一九二七	一九二八	一九二九
産額	一九四、八一七ピクタル	二二八、一四五ピクタル	一〇三、六九九ピクタル
瓜哇の生産に對する比率	千分の五・六三	千分の五・一	千分の三・七二

又日本全土の消費額に對するゲダーレンの産額率を一九二七年に就て見ると百分の一・四六に當つて居る。

然らば全世界の甘蔗糖生産に對し、瓜哇は幾何寄與してゐるかを見るに一九二七年以降一九二九年に至る迄夫々一・二・四%、一・四・六%、一七%と云ふことになつて居る。

(5) 生産物の販路 生産物は時の狀勢に依り操業及採算關係を考慮して、或は其地方で處分し、或は國內製糖工場に其原料として送ることもある。

(8) 日本との關係 我國に於ける砂糖需給の狀況は左表の通りであるが、前項と相俟つて海外事業との關係を窺知することが出来る。

日本全領土内砂糖需給及消費高累年表

年次	生 産	輸 入	輸 出	差 引 消 費	人 口	消 費 量
一九二五	九、六二二、一八六 <sup>ピクタル</sup>	七、〇三五、七二九 <sup>ピクタル</sup>	三、〇四六、五一六 <sup>ピクタル</sup>	六、六一一、三九九 <sup>ピクタル</sup>	八三、五二五 <sup>千人</sup>	〇・一六三〇
一九二六	一〇、〇九三、一八六	八、三四二、七八五	三、四四五、八五三	一四、九九〇、一一八	八三、四三七	〇・一七九七
一九二七	八、六八一、九八六	七、八六〇、三九二	三、一八六、七二三	三、三五五、六五五	八四、三六五	〇・一五八三

五 棉 花

(1) 概説 我國は年々多量の棉花を海外より輸入して居るが、海外に於て同胞の之が生産に従事して居るものは甚だ寥々たる状態である。従來棉花の生産につき海外に於て或は調査し或は試作した事もあるが、現在邦人の經營せる棉花の事業としては南米のペルー、ブラジル及アルゼンチンの諸國に於けるものを擧げることが出来る。然して其歴史が新しい爲め未だ著しい發達を見るまでに至つてゐないが、此方面には廣大なる棉花栽培可能地があるから邦人の進出に依り多大の發展を爲し得るものである。

南洋方面に於てはシヤム、佛領インド支那方面に棉花を栽培し得る地域があつて將來有望と認められるが、未だ調査不充分にして企業を見るに至らない。アフリカの北部ウガンダ地方に於て日本棉花株式會社が大正十年頃より棉作及繰綿を行つて居る。

(2) ブラジルに於ける棉花栽培 南米ブラジルに於て邦人が棉花を栽培したのは一九一八年で、サンパウロ州の降霜が珈琲に甚大なる被害を與へ珈琲單作の危險なるを経験し、棉花を以て珈琲に匹敵する一大産物とする様同國政

府も大に奨励に努め歐洲大戰後棉花の騰貴等に依り邦人の棉花栽培に従事する者激増し、近年市價の下落に依り其數再び減少したけれども尙副作として之を栽培して居る。サンパウロ州に於ける一ヶ年の産額は一九二八年に於て約四十萬アローバ(一アローバは十五疋)その價格四九五コントス(邦貨約百五十萬圓)である。

サンパウロ州の外アマゾン河流域及アンデス山脈の東側山麓には廣大なる森林地帯に棉花の栽培に適する地方多く此方面に棉花の試作を爲して居るのは南米拓殖株式會社であつて、資本金一千万、圓内拂込金二百五十萬圓を以て事業を開始し巴拉政府より百三萬町歩の土地即ちアカラ郡六十萬町歩、モンテアレグレ郡四十萬町歩其他の地方に三萬町歩の無償交付を受け、之に邦人を移住せしめ棉花其他の作物を栽培せしむる計畫を進めて居るが、モンテアレグレ植民地は土地高燥にして雨量少く優良棉花の生産に適する様であるから其内ムラタ地方を選び昭和四年十月森林七十町歩を開拓して棉花の試作に着手して居る。之に依つて栽培計畫が決定し移住者を入れて棉花を栽培する時は將來多額の棉花を産し得る見込である。ブラジルに於て生産した棉花は國內の紡績工場に於て大部分消費せられ、輸出するは年額一萬乃至三萬噸内外で、主として歐洲諸國に向けられて居るが、イギリスに於てはブラジル北部に産する優良棉花の輸入に着眼しブラジルは専門家に優良品の生産を研究させて居るから棉花の販路は歐洲方面に充分あり、産額が増加すれば我國の需要にも應ずるに至るであらう。現在邦人の生産したる棉花は大部分國內で消費せられて居る。

(3)ペルーに於ける棉花栽培 ペルーに於ける邦人の棉花に關する事業經營は海外に於ける此種事業の投資中隨一と稱すべきものである。元來ペルーは棉花甘蔗及米を主たる農産物となし、殊に棉花は北はピウラより南はモケグワに至る海岸地帯四十二ヶ所に産し就中リマ縣下のチャンカイ、カニエテ、中部のビススコ、イカ等が主なる生産

地で一九二六年に於ける同國棉花生産額は五萬六千二十八噸に達し、其輸出額は一ヶ年約四千五百萬圓石油に次ぎ同國輸出品中第二位を占めて居る。ペルーに於ける邦人棉花栽培事業は主として左の地方に於て行はれて居る。

地方名	面積	地方名	面積
チンボータ	三五	ファネガダス(約三町歩)	
サンニコラス	五〇		
バラモンガ	一三〇		
チャンカイ	二二二二		
リマ	三二〇		
カニエテ	六〇		
合計	二八四七(我約八千五百町歩)		
耕地名	租借面積	經營者	
バルバ耕地	五〇〇	ファネガダス	
レッテス耕地	五〇〇	ペルー棉花株式會社	
ラワカ耕地	三〇〇	レッテス農事株式會社	
		岡田元西共同經營	

是等の地方に於ける邦人は耕地をペルー人より借入れ、又は小作し山嶽地帯に於ては土地を購入して棉花を栽培して居るのである。邦人にして耕地を租借し棉花栽培を經營して居るものは次の如くである。

カキ耕地

三〇〇

岡田元西共同經營

計

一六〇〇

(我約四千八百町歩)

右の内ベルー棉花株式會社は、大正十五年六月設立せられ、資本金百萬圓(内四十五萬圓拂込)でベルー國チャンカイ郡バルバ耕地に五百フアナゲータス(約一千五百町歩)を租借し、棉花栽培事業を經營してゐるのであるが、耕地は直營地と小作地とに分れ小作人の現在数は百二家族で、内日本人四十二家族にして大部分は沖繩縣人である。耕地内には繰綿工場があり買上げたる棉花を繰綿する。而して工場内には繰綿機七臺、壓搾機械二臺及精綿機の外鐵道の引込線がありチャンカイ港に輸出するのである。農場の生産額は年に五萬キントル内外であつて大部分はソウアブルに、一部分はニューヨークに輸出し、棉質は國內の石鹼及製油會社に賣却する。我國との關係に就て云へば生産したる棉花は主として毛織混織に使用するに適するものであつて、我國の紡績會社及毛織會社は未だ之を用ゆるに至らないが、將來に於て我國の紡績工業の進歩發展するに従ひ之を需要するに至るであらう。

(4)アルゼンチンに於ける棉花栽培 亞國北部チャコ、フォルモサ州等に於ては棉作に適する廣大なる地域あり、邦人の棉作經營の成績亦良好である。昭和四年には棉花栽培の目的を以て資本金百萬圓の日亞拓殖株式會社が設立せられ、土地購入其他事業の準備中である。

六 油脂植物

(1)概説 油脂植物の中で南洋で邦人の手により栽培せられて居るものは古々椰子と油椰子とである。古々椰子は土人の日常生活に食料として缺くべからざるもので、土人の住家ある所必ず古々椰子ありと云ふ風に到る處に栽培せられて居る。油椰子はアフリカの原産で十九世紀の中葉南洋に持ち來り當時は觀賞木として取扱はれ之が利用については餘り知られて居なかつたので、其核實の如きは割栗代用に道路に布かれて居たが、其利用方法と栽培成績は寧ろ原産地に優るを知らるゝに及び、千九百年代に漸く營利的に栽培せらるゝに至つたのである。其後植付面積は逐年増加し、一八二三年には三萬四千英反に達したのである。恰も此年大阪野村合名會社はスマトラ島カラン・イノにあるドイツ人經營の油椰子園を買収し經營今日に及んで居る。其租借面積は八千三百英反、植付面積四千二百英反、生産面積千二百英反である。此外新に創め、又は創めやうとする農園で油椰子の栽培を計畫して居る向きも少くないが、現在のものは目下の處右野村農園の外見る可きものがない。古々椰子は英領北ボルネオの窪田農園が植付面積三千五百三十英反生産面積八百英反の比較的大規模なるを初めとして南洋各地を通じ邦人の總植付面積二萬二千英反に及んで居る。

其外蓖麻子油の原料である蓖麻子は軍事上重要なものであり、昭和二年の商工省統計表によれば五萬七千ピクル五十六萬圓の輸入を見て居るが、未だ邦人にして之を栽培して居るものあるを聞かない。

(2)所在分布 マレイ半島三國、スマトラ二國、蘭領ボルネオ二國、英領ボルネオ一〇國、セレベス島及其附近諸島五國、瓜哇島二國、比律賓群島二二國。

(3)事業の規模及投資額 椰子園は個人經營のものが多く關係で投資額の調査の如き明確を期し難い憾みがあるが、概略七百八十萬圓位と算せられる。而して油椰子は其事業の性質上大規模經營を有利とするので、今後創めらるるものも自ら大規模に計畫せらるゝものと思はれるが、古々椰子は小規模經營でも妨げないので相當大きいものもあるが概して小規模の農園が多い状態である。

(4) 生産額 古々椰子は産地で製油せらるゝこともあるが多くはコブラとして輸出せられて居る。邦人古々椰子園の生産統計は不明であるが、一英反ハビクルを生産するとせば其年生産額八萬八千ビクル即ち五千五百噸となるわけである。油椰子からは果肉から採らるゝ油と核實との二種の生産物を得らるゝのであるが、核實は其まゝ輸出せられ大規模精巧なる機械の力で製油せられる。而して果肉からの油は農園で製造せられて居る。野村農園に於ては一町歩(二英反半)當り核實〇・四八噸、油二・〇一噸とのであるから、生産面積五百町歩とせば核實 百四十噸油一千噸を生産する様である。

(5) 生産物の販路 椰子園經營者は直接コブラを製造して生地商人に賣却するのであるが、稀には果實のまゝ商人に賣渡すこともある。賣買契約を了したコブラは市場に搬出せられて輸出されるが、本邦に來るコブラは比律賓の品が多いと言はれて居る。

(6) 我國との關係 油脂原料は食料油或は石鹼製造の原料として年々南洋の各地から多少輸入されて居る。然し其輸入と邦人の栽培とは直接の關係はない。昭和二年の商工省統計に依れば南洋より輸入されたコブラは八千五百ビクル十一萬五千圓であつて、恰も邦人生産額の一割に當つて居り、油脂工業發展の餘地多きを知る可きである。

## 七 香料植物

(1) 概説 南洋、南米の各地に産する特殊植物の根、莖、葉、花、蕾、果實の部分から香油を採つて居ることは周知されてゐるところである。之等の熱帯地では古くから土人の手によつて極く原始的に香料を採つて居たが、其後歐米人の着眼する所となつて今日に及んだのである。邦人で此香料植物に關する企業を起したのは大谷光瑞伯で、伯は一九一八年瓜哇に蘭領印度農林工業會社を設立してツトロネラ等の栽培及採油をなして居る。又一九二

五年頃よりスマトラのキサランにあるスマトラ興業株式會社がゴム栽培の傍シトロネラの栽培及採油を行つて居る。シトロネラの栽培はゴム園、椰子園等の間作、又は傾斜地の土砂流失防止として歡迎せられる。南米には無数の香料原料があると云ふが邦人企業家で未だ此事業に着手した者はない。

(2) 所在分布 瓜哇一園、スマトラ一園。

(3) 事業の規模及投資額 シトロネラの栽培及採油設備は多額の資本を必要とするものでなく、又副業としても成績を擧げらるゝ性質のものである。今大谷農園に就て見るに、同園は資金二十萬盾を投じシトロネラの植付面積一千四百八十二英加を算し、シトロネラ油四萬五千噸を生産して居るが、スマトラ興業株式會社は植付面積二百英反に及んで油の年産額は約二萬二千五百噸と云ふことである。

(4) シトロネラ油の産額 邦人經營の農園から生産さるゝシトロネラ油は僅か七萬噸で一九二七年の取引から推定して假に疋當り二盾三四仙とすれば十六萬三千八百盾となる。

(5) 生産物の販路 香料植物から採取した精油は色々種類があるが、邦人の製造に係るものはシトロネラ油が多い。精製せられたシトロネラ油は産地の仲買商人に賣渡し、歐米の各地に向け輸出されるが、市價の變動が相當に烈しいので販賣の時期を選ぶことが必要である。芳香油を遠くの市場に販賣する時は必ず見本若干と公認試験場の分析表を添附するのが常である。

(6) 我國との關係 南洋より我國に輸入されたシトロネラ油の記録を見るに一九一五年に一萬三千噸、五萬二千噸であつたものが、一九二七年には七萬八千三百五噸、十八萬三千二百八十五盾に達して居る。然し邦人企業家の製造品が直接我國に輸入されるのではない。我國に輸入されるものは多く蘭領印度及海峽植民地から來るのであ

## 八 木 材

(1) 概説 邦人によつて行はるゝ海外の木材企業は殆ど南洋に限られ、所謂ラワン材の名に知らるゝ南洋材がその大部分である。

一般市場に南洋材が進出したのは極めて最近のことで、我國への輸入は大正七、八年頃に創まり、爾來年と共に増加し震災後の十三年には復興事業に伴ふ需要の増加で一躍二十萬石となり、昨今は三十萬石を上下し、其價額三百萬圓前後である。

ラワンは始め上海チーク、比律賓マホガニー等の名で紹介されたゝめ貴重材として取扱はれ、價額も石六、七十圓を唱へたが、我國に輸入せられたものは三等材以下の劣等品が多く、取扱方の不注意、不慣等のため虫害、歪曲續出で著しく不評を買ひ、價格又低落し昨今石十圓内外で取引せられて居る。

近時ラワン材中にも幾多の種類があり、各異つた性質特徴を有して居り、又所謂ラワンの外に南洋材中には優良なものが多いこと等漸次一般に了解され、取扱法、使用法等も慎重になつて來たから洋風建築裝飾家具等の普及するにつれ益々其需要を喚起し、一部優良材の如きは造船材料、軍備用材、鐵道枕木、橋梁用材、電柱腕木等として新用途を見出す等今後研究の進歩と共に益々輸入量は増加して行く傾向ある。現在各國共に漸次木材資源が缺乏してゆく事を憂慮して居る折柄、蓄積豊富な南洋材の利用は地理的有利の地位に在る我國として特に留意すべきであらう。

此の外南洋には唐木類、チーク等を産し邦人で正規の租借地を得て企業して居る者はないが、前者は一般土人から買付を行ひ又は其形式により、後者は産地の商人製材業者から買入れて賣却するものである。

唐木は南洋産木材中最も古くから知られた貴重材で其輸入額は震災後の大正十三年に激増して千九百萬斤に上つたが、翌十四年平調に復し二千四百萬斤となり、爾後年と共に漸増し昨今二千萬斤九十萬圓前後を上下して居る。

チークは我國造船業の發達、車輛製造業の盛大なるにつれ漸次其輸入量も増加し大正九年以後は六、七千立方メートルとなり、十三年には震災の影響で一躍二萬立方メートルに及んだが、其後漸減して昭和二年度は僅かに九千立方メートルに下つたが、翌三年度は再び一萬七千立方メートル二百六十萬圓に上り、昨四年度は十一萬七千立方メートル、百六十五萬圓餘となつた。

右の外極めて少量ではあるが造船に必要なリグナムバイタやマホガニー等が中南米から輸入せられるけれども邦人で直接事業を営む者はない。

(A) 所在分布 邦人關係の木材事業地は比律賓に最も多く、比律賓木材輸出株式會社を始めタゴン商事株式會社、テフンコ林業株式會社、南洋木材株式會社等三、四を數へ、英領北ボルネオには窪田コンパニー蘭領南東部ボルネオにはボルネオ物産株式會社、雪本商會其他があり、スマトラには蘇島木材洋行、マレイには石原産業公司があり、殆んど南洋の全地域に亘つて居る。

(B) 事業の規模投資額 全體の見積實際額は約三百三十萬圓、租借面積三百六十萬町歩、蓄積二億三千萬石を超え其中大部分は比律賓にあり、投資總計約百二十萬圓、租借面積二十三萬町歩、蓄積一億八千萬石に及びスマトラは蘇島木材唯一社で投資額約百三十萬圓、租借面積十一町歩、蓄積五千萬石で之に亞ぎ、殘餘がボルネオ、マレ



イ等である。

- (C) 産額 一ヶ年の總産額約五十四萬石に上り、其中約半數二十六萬石は比律賓の生産にかゝり、殘餘を夫々スマトラから二十萬石ボルネオから八萬石を出す割合である。
- (D) 生産物の販路 比律賓とボルネオから生産せらるゝ木材の大部分は本邦に輸入せられ、年額約二十六萬石に上る。スマトラ産の木材はシンガポール其他の南洋市場に供給される。
- (E) 我國との關係 我國との關係は貿易上から見れば比律賓の取引が最も多くボルネオ之に亞ぎ、スマトラは直接關係はない。然し何れも本邦人の資本によつて經營せられることに變りはない。

(2) 比律賓の木材業

- (A) 比律賓木材輸出株式會社 大正十三年の創業で神戸に本店があり、資本金百萬圓、拂込七十五萬圓で事業地は北呂宋カシグランにあり、租借面積四百八十平方哩蓄積一億五千萬石、一ヶ年の生産額は九八八萬石で、其他買入製材十萬石を扱つて居る。最近製材工場が竣工したので今後は丸太と共に自己製出にかゝる製材が相當出るであらう。主なる樹種はラワン、タンギール、アビトン、マヤビス等で生産品の大部分は内地に仕向けられ、殘餘は比律賓、支那方面に販賣して居る。
- (B) タゴン商事株式會社 昭和三年の創立にかゝる三井物産系の會社で資本金二十萬比、拂込十八萬五千比、本店は事業地である。ダバオ州タゴンにあり、租借面積八萬六千町歩、蓄積二千八百萬石で一ヶ年の生産額は十萬石である。主なる樹種はラワン、アビトン、タンギール、マヤビス等で生産品は三井物産の手で内地及アメリカ方面に仕向けられる。

- (C) テブンコ林業株式會社 ダバオ在住の古川、松田兩氏の共同經營で約十年前に創まり、一昨年資本金十六萬比、拂込十萬比の株式會社となり、本店は事業地たるダバオ州テブンコにあり、租借面積一萬二千町歩、蓄積二十四萬石、一ヶ年の生産額三萬石で、主なる樹種はヤカール、ギボ、タンギール等で生産品は大部分を内地に仕向け、三菱商事に引渡す契約を結んだ。同社は最近新に製材工場を建設中で竣功の上は其生産量も増加するであらう。比律賓には此の外南洋木材株式會社があり、前年迄はポリロ島に比律賓木材株式會社から分離したパシフィックランパー・コンパニーもあつたが最近外人に賣却せられたのは惜いことである。
- (3) 英領北ボルネオの木材業 窪田カンパニー。本店をタワオに置く資本金百萬弗の三菱系農林企業會社で林業部は大正八年アバスに於て七千英反の租借地を得たに始まり、現在はタワオを去る三十五哩のパロン河沿岸に於て將來無限に擴張し得る理想的の地域五千英反を得て此處に事業を營んで居る。推定蓄積四十萬石、一ヶ年の伐採量は三萬石、主なる樹種はラワンとビリヤンで前者は内地に後者は香港に仕向けられる。
- (4) 蘭領南東部ボルネオの木材業 ボルネオ物産商會、神戸播磨造船の出資に依り大正十年に創立せられた資本金十萬圓の會社で、事務所をバリクババン及サマリダに置き前二ヶ所の外サンコリラン附近に於て土人名義で伐採させた木材を買取り神戸に輸送して造船所の用途に充つるもので、殘餘の約半數は一般市場に販賣して居る。現在の取扱高は一ヶ年約四萬石で主なる樹種はラワン、トンブドウ、コーワ、パンキライ、カポール、ニヤト、ハロー等である。バリクババンには此の外雪本商會其他二三の邦人が同様土人の買材を少量取扱つて居る。
- (5) スマトラの木材業 蘇島木材洋行、大正十一年の創立で本店はメダンにある。資本金七十五萬盾全額拂込済で實際投資額約百三十萬圓、事業地は東河岸州ランサン島及ティンテンギ島にあり、シンガポールを去る僅に六十

溼、租借面積夫々五萬八千ヘクター及五萬ヘクターで蓄積五千萬石、一ケ年の生産額は約二十萬石に及び生産品の販路は専ら地方市場に力を注ぎシンガポール其他の南洋地方、上海等に供給し、現在我國との直接取扱關係はない。主なる樹種はブーナ、スンティイラム等である。

(6) マレイ半島の木材業 石原海運産業合資会社。資本金百五十萬圓の鐵鑛採掘會社で事業地はジョホール州バトバハ及トレンガヌ州ケママンにあり、最近其附帯事業として約二十萬圓を投じケママン鐵山附近の森林を伐採して製材所を創めたもので目下復航の鐵鑛輸送船を利用して月千五百石位を我國に輸入して居る。重なる樹種はカボールで其他には少量のチンカワン、ムソウ等のラワン材がある。

(7) 附記

右一般南洋材の外にシヤムのパンコツクにて大谷木材貿易商會、セレベスのマカツサーに日印商會があつて唐木類を取扱ひ内地からの注文に應じて居る。前者は主に花梨を扱ひ其都度場所を選定し土人に伐採を請負はして伐り出す方法を取り、後者を主として楠黒檀を扱ひ土人の伐り出したものを買入れ、或は支那人等から買集めて居る。チークは大部分シヤムから輸入するもので三井物産、範多商會、野澤組等が主なる取扱業者である

九茶

(1) 概説 海外に於ける邦人の茶栽培業は南國産業株式会社及南洋興業株式会社の二會社が瓜哇で行つてゐる外見べきものがない。而して瓜哇に於ける茶の栽培の起源は二百年の往時に遡るが、邦人會社の之に着手したのは共に大正七年末であつて南國産業は先づウノサリー高地に於けるオランダ人會社を買收し、次で翌八年の初めドイツ系會社を買收し南洋興業は初め東印拓殖株式會社が大正七年オランダ人より買收して居つたものを大正十二年

に譲渡を受け今日に及んだのである。

(2) 所在分布世事業の規模投資額等 (南國産業株式会社調査)

經營者	農園所在地	實際投資額	植付面積
南國産業株式会社	瓜哇 ウノサリー	一、九二七、〇〇〇 <sup>円</sup>	四一、二二 <sup>ハ</sup>
同	同 チンダリー	二、四九六、〇〇〇	三、四〇
南洋興業株式会社	同 ハリムン	三、二五、〇〇〇	三、四六
同	計	四、七四八、〇〇〇	一、三一 <sup>二</sup>

(3) 産額 (數量單位半疋) (同上)

年次	ウノサリー	チンダリー	ハリムン	小計
一九二五	二〇一、〇〇〇	四五〇、四一六	×	八〇九、二二八
一九二六	三四〇、二八六	五三四、四三九	×	一、一九九、一六二
一九二七	四三五、九五四	四六〇、四一二	×	一、一六三、〇七六
一九二八	四三五、一〇八	三七六、六〇五	×	一、一六八、五四八
一九二九	三二〇、一五六	三四二、二一二	×	一、〇九八、六九四
一九三〇 (豫想)	四七五、〇二〇	三七二、〇〇〇	×	一、二三九、〇〇〇

× ハリムンは自國生産の外附近土人茶園より生葉を買取り製造して居る。其額は自國産倍額に及んで居る。  
 (4) 生産物の販路 南國産業のウノサリー、チンダリーの茶は主としてシドニーへ、その一部は阿姆斯特ダムへ

仕向けられる。南洋興業ハリムンの生産物はロンドンを主とし、アムステルダムへも送つて居る。

(5) 我國との關係 需要の關係は直接交渉のないことゴムと同様である。

## 十米

(1) 概説 米作に就ては多くは創業匆々で成績の著しきものなく、又ブラジル・サンパウロ州等已に相當成功したもものも大概個人企業であつて詳細に涉り記述すべき資料を得難いので以下各地方の状況を略述することとする。

(2) 英領馬來の米作 英領馬來に於ては、一九二〇年頃米穀管理令により各農園で米其他の食糧作物を栽培する事を餘儀なくせられ各園之が耕作を開始したが、成績思はしくなく徒に浪費をする結果となつたので、各園相諮りジョホール政廳に交渉し、州内に米作地を獲得し共同出資により米作をすることとなつたが、やがて幾何もなく管理令が撤廢せらるゝと共に元々其の耕作の煩に堪へずして共同米作を思ひ立つた事としてその成果を見るに至らずして解散されてしまつた。

(3) 暹羅に於ける米作 シヤムは所謂米の國で同國生産物及輸出品の大宗は米であつて一頭地を抜き其の輸出額二億五千萬銖の内、二億銖は米の占むる處である。而して邦人で曩に米作を試みるものもあつたが成功するに至らずして止み暫く跡を斷つて居た。然るに昨年は松準一氏がバンコック附近の地に約百六十町歩の田を求め、昨秋播種の結果今年第一回の收穫を擧げたが其の成績良好なる故、今後經理宜しきを得ば規模の擴張と相俟つて企業として相當成功を收め得るであらう。

(4) 瓜哇に於ける米作 瓜哇に於ては南洋倉庫株式會社の半田治三郎氏が昨年オランダ人と株式組織で五百パウの耕地を求め米作企業に着手し最初の試みとして先づ二〇パウに臺灣の蓬萊米や、コロトン米を採種耕作した處其

の成績良好なので將來益々品種を改良し更に増産を計るとの事である。

(5) ブラジルに於ける米作 ブラジルに於ては邦人の米作に關與した歴史は相當に古い。即ちリオ州に於ては一九一〇年に水野龍氏が州政府に對してサント・アントニオンに日本植民地建設の契約を爲し、之に米作を試みることにし、當時の清浦農相等の後援により植民地建設の爲に派遣せられて居た隈部三郎氏が其の衝に當つたが、マラリヤ病と資金の募集が思ふ様にならなかつた爲め不成功に終つた。又リオ州のデューリツヒ商會が皮革商の傍三百町歩の農場を經營し一九一一年、テキサス州の米作經驗者星名謙一郎氏を聘し米作の改善を計つたが同氏は雇主との議合はす一、二年にして關係を絶つに至つた。

由來ブラジルは米の輸入國であつたが、一九〇六年より斯業が盛になり、一九一六年に至つては寧ろ輸出を見る事になつた。其の主産地はサンパウロ、ミナスジェラス及、リオ・グランデ・ド・スールの三州であつて、殊にサンパウロ州は伯國總産額三億三千六百瓩の内五三%を占め、正に米作の中心地と言ふべきである。而して同州の海外興業株式會社經營のイグアツベ植民地に於ては大正二年邦人入植以來米作を主とし、今やイグアツベ米として其の名を喧傳するまでになり、昭和三年の粗の産額は百九十三萬瓩、其の價額邦貨二十九萬五千圓に達し、各種農産の合計六十萬七千圓の半額を占めてゐる。又ミナス州コンキタス地方では其の産額二千百萬瓩であつて内八〇%は邦人の生産する處である。斯くの如く邦人の米作は年と共に發展しブラジルが曩に米の輸入國であつたのが却つて輸出國になつたことについても邦人の努力が與つて力があつたことは周知の事實である。尙ブラジルの北部アマゾン地方に於ては南米拓殖株式會社がモンテアレグレに七十町歩、ベレンの對岸アラヒランガに二十七町歩、アカラに三百町歩を開墾し、主として之に米作を行ふ計畫で事業は着々進行して居る。

## 十一 養蠶

九〇

(1) ブラジルに於ける養蠶業 ブラジルに於ける養蠶は一九〇四年サンパウロで初めて試みられ、爾來州政府の保護奨励により逐次増加し、他方イタリー系資本に依るカムピナス内國絹織物工業株式會社が一九二三年創立以來政府の補助を受けて活躍し、繭價の保證等により斯業の發達を助け、同會社本年度の集繭豫想は二十四萬疋の事である。此の間にありて元來養蠶に經驗を有する邦人移植民が珈琲其他の農産の傍試験的に徐ろに養蠶を試みる様になつたが其の産額多からず未だ試験時代の域を脱しない。

(2) アルゼンチンに於ける養蠶 アルゼンチンに於ても絹織物輸入防遏の爲めに、ミシオネス州知事の如き在留邦人山口喜代志に命じて試験飼育を爲さしめその成績が良好なので工場施設等に乘氣になつてゐると言ふことである。

(3) 南洋に於ける養蠶 南洋ではスマトラ島チユロツプに於ける三笠農園及瓜哇ガル一近郊の大谷農園等夫々大正十一年及十五年より養蠶に従事してゐるが、何れも熱帯地とは言ひ乍ら海拔二三千尺の比較的清涼の高地帯であるので養蠶桑園共に相當の成績を收めてゐるが普及するには至らない。比律賓タバオに於ても邦人にして麻栽培の傍養蠶を試みるものがあり、相當の成績を擧げてゐるが、到底副業の範圍を脱しない状態である。

## 十二 マテ茶

マテ茶は南米パラグワイの原産で、ブラジルの一部及アルゼンチンのミシオネス州にも野生してゐるが、アルゼンチンでは其の生産量が僅に需要の割二分を充すに過ぎぬ状態なので、輸入品には重税を課して國內の栽培を保護奨励してゐる。而して同國ミシオネス州は最もマテ茶の栽培に適して居り、邦人の茲に入植したのは一九二〇年の

歸山徳松氏を以て最初とし、今やその數十二家族に及び何れもマテ茶を主とし其の植付本數約七萬本に達し其他の農作物をも併せ栽培し、風土の優れたると相俟つて事業は着々發展してゐる。而してマテ茶一本の生産量を四疋とせば七萬本で二十八萬疋となり、之を一九二七年のアルゼンチン、マテ茶消費量九千萬疋に比すれば千分の三に過ぎないので、發展の餘地大なりと言ふべきである。

## 十三 グワラナ

グワラナは強壯劑として使用せらるゝ野生植物であるが、歐米藥學者の研究により其の効力の顯著なるを認められ、てから、ブラジルでは一般に清涼飲料として常用せらるゝに至り盛に栽培せらるゝ様になつた。本來アマソナス州マウエス地方の特産とされてゐたが、栽培の勃興と共に他州にも栽培せらるゝことゝなつたので、アマソナス州政府は之が種子苗木の移出を禁ずるに至つた。目下其産額は八十噸で需要を充すに足らないが、アマソン興業株式會社は茲に着目し、二萬町歩のコンセツションの内二百町歩に直營事業として、グワラナ九萬株を植付け、成林の曉には年額百三十噸を生産供給する目論見で昨年来着々事業を進めてゐる。成林結實には三年を要するので未だ生産を見るに至らないが、新しい事業である丈けに之が成行は相當注目に値するものがある。

## 十四 コカ

(1) 南洋に於けるコカ栽培 南洋に於てはスマトラ興業株式會社がゴム林經營の傍、試験的に三百英反にコカを栽培したが、成績が思はしくないので漸次ゴムに變へる方針でコカとの間にゴムを植付けて居るから固より企業として見るべきではあるまい。

(2) 南米に於けるコカ栽培 南米に於てはペルーのパンバヤクで星製藥株式會社が大正六年五百町歩のコカ耕地を

買収し、次いで大正七年其の隣接地區約三十町歩を買収したけれども、前記五百町歩に對しコカを栽培したのみで、三十萬町歩の大地區につきては僅に一部を開墾したるに止まり何等の進展を見ない。

#### 十五 蔬菜、花卉、果樹

由來南洋の如き勞力豊富で従つて勞賃の廉なる處で邦人が進出しようとするには、彼等の勞力と競争するが如き仕事を避け、成るべく土人の眞似の出来ない様な事業を選ばなければ成功を勝ち得る事は出来ない。即ち大資本を要するとか、栽培に長年月を要するとか、或は栽培上技術を要し土人が簡單に之を倣ふ事の出来ないものでなければ、一度其の作物が有利であるとすれば土人が之を栽培して忽ち生産過剩に陥る處があるからである。此點に於て栽培上相當技術を要する蔬菜、果樹、花卉等の園藝は邦人が器用にやり得て然も土人の追隨を許さないもので、邦人の當に進出すべき境地である。南洋に於てはパタピヤ、スマラン、スラバヤの奥地或は高地に於て其數は未だ少い乍ら蔬菜或は花卉を栽培して相當の成績を挙げ、又マニラの避暑地バギオの高地で邦人六十家族が、蔬菜花卉を栽培し、バギオ及びマニラの市場を支配してゐる。更に南米に於てもリオ・デ・ジャネイロ其他の都市近郊に於て、之等の栽培により邦人がその發展を試みつゝあるは其の好適例である。

#### 第二 水産業

一 概説 南洋方面に邦人漁夫の移住を見たのは記録を缺くけれども相當古いことと思はれる。稍々組織的に出漁するに至つたのは朝鮮、臺灣等の殖民地出稼漁業が漸次下火となつた頃、即ち大正二、三年頃からであつて、勿論官廳の指導獎勵が與つて力がある。例へばシンガポール方面に於て、大正の初頭に農商務省が香川、愛媛兩縣漁業者と呼應し、或は調査の爲め、技術官を送り、或は遠洋漁業練習生として永福虎氏を送り、若くは獎勵金を下附した

如きこれである。斯くて我漁業者はマレイ半島よりスマトラ瓜哇等へ散在するに至つたのであるが、之等は土人漁業が原始的にして幼稚なるが故に沿岸性魚族の採捕に従事したものであつて、沖繩縣人の如き、追込網漁業を以て未だに抜くべからざる勢力を各地に形成してゐる。次に英領ボルネオ、蘭領セレベスの方面は蝶貝採取業者の外は鯉鮪等の遠洋性魚族を漁獲するものであつて、大正十五年八月創立され、タワオに漁業根據地を置くボルネオ水産公社、昭和二年及四年にアンボンへ通漁試験を行つた原耕氏或は農商務省(後に農林省)始め各縣水産指導船の試験調査が此方面の開拓乃至は出稼漁民の發達に餘程貢獻してゐるのである。シンガポール、瓜哇の方面及びボルネオ、セレベス方面等に出稼中の邦人は現在二千名を下らざる程である。海外に於ける邦人水産業の顯著なるものとしてはメキシコ領低カリフォルニア州にあるものを挙げられるが、其の起源も相當古く、大正元年十月頃邦人にして彼地に渡つた者がメキシコ人の漁業権を借りて漁業を行つたに始まる。大正七年八月故島村元帥の肝入りで十二名の邦人がメキシコ興業組合(資本金五十萬圓)を組織することとなり、大正十四年に至り同組合中の近藤篤弘氏が他の持分を買収し、久原合名會社と共同して大洋興業株式會社(資本金五十萬圓)を樹立し、昭和四年中にアメリカ合衆國々法に基いて資本金五十萬弗の株式會社とした。

二 比律賓群島に於ける水産業 比律賓群島中マニラ市には廣島縣漁民約百名が移住して、瀬戸内打瀬網により車蝦鯛等を探つてゐる。同群島中ダバオにも亦漁業家並に其勞働者を合計して百人程が滞在してゐる。マニラの漁業者は組合を組織し、打瀬網と船とを用意すれば充分であつて特別の規模を必要としない。正確なる數字を缺くけれどもマニラ及ダバオの漁民は相當の所得は舉げてゐるやうである。而して此等の生産物の販路を現在の處では地元に限られてゐる。

三 馬來半島に於ける水産業 シンガポールでは大昌公司外六公司並に組合が北はシヤム沖より南は遠く瓜哇スラバヤに至る迄、廣い海區に所謂沿岸漁業を行つて居り、この地方の漁業者は驚く程に多數の漁船、運搬船及網具を備へ而して最近は涼藏庫を建てんとしてゐる。その産額は昭和三年シンガポール市場に於て取扱へる生魚總額約四百萬弗の中日本人が百四十萬弗を供給し、而して此等の生産物は多く附近漁船寄港地に於て消費されるのである。

四 瓜哇及びセレベス島西岸に於ける水産業 瓜哇北部沿岸及セレベス西岸には沖繩縣人が獨特の潛りに依て底礁魚或は青海龜を採取する爲、二、三個所に五六十名集團してゐる。その産額は詳細には判明しないが、バダビヤの日本人は同地市場へ三十六萬盾を出して居る。

五 ボルネオ島に於ける水産業 英領ボルネオのタワオには、ボルネオ水産公司があり、九十名の日本人を備て鯨魚を漁獲し、尙附近には相當多數の日本人が漁業に従事して居る。タワオの漁業者は近年目醒しい發達を遂げ、金融難さへ無ければ事業に對し大いに投資を行ふものゝ如くである。生産物は生賣の外に鯨節等に化製して一ケ年二十萬圓の收入を得るに至つた。其の販路は鯨節に化製せられるもの以外は地元消費に過ぎない。併し冷蔵、冷凍、罐詰等の方法により奥地へ送り、若くは輸出することも決して難事ではない。

六 メナード附近アンボニン附近及びブートン島に於ける水産業 センベス島メナード、ブートン島、アンボン島を中心とするセレベス東部及びモルツカス諸島に於ける邦人水産業も亦見逃すことが出来ぬ。メナードには昨年より日蘭漁業株式会社が設立せられ、日本漁夫を使用してゐるが、此附近も亦内地漁民の散在する處である。其の規模も亦土人のそれに比すれば遙に大きい。其の生産物も相當の額に上り、タワオに於けると同様、地元消費として生賣を爲す外節に化製し、或ひは罐詰、冷蔵、冷凍等の方法に依り奥地へ送り、若くは輸出する可能性がある。アン

ボニン島は鹿兒島縣人原耕氏が屢々多數の漁夫を引連れて通漁を行ふ根據地であり、優秀なる漁場を控へてゐる關係上漁獲豊富であるが、設備や販路等の方面に缺くる處があり、採算は將來に待つべきものゝ如くである。セレベス島南方のブートン島では藤田輔世氏が三菱會社の後援を得て世界一の蝶貝眞珠養殖場を經營し、内地人をも備つてゐる。ハルンヘラ島にも統計上には現はれてゐないが水産業に従事する邦人の數は相當あると見られる。

七 メキシコ低カリフォルニア州に於ける邦人水産業 メキシコ領低カリフォルニア州沖に於て鮑、天草、鮪、鯨、伊勢蝦等の採捕に従事する大洋産業株式會社は邦人を凡二百名程雇傭し、百五十噸級の漁船五隻を筆頭に十數隻の魚船を有し、タートル灣には罐詰工場を設け旺に活動中である。其の産額は漁獲及罐詰兩部を合計し年額三百萬圓の收入を得てゐる。其生産物はメキシコ、アメリカ合衆國、日本及び支那へ仕向けられて居る。

### 第三 鑛業

一 鐵鑛業 南洋の鐵鑛業は我國製鐵原料供給上重要な役目を演じて居る。その一は石原産業海運合資會社のマレイ半島バトバハに於けるものでありその一は日本産業株式會社の馬來半島トレンガヌに於けるものである。

石原産業海運合資會社はマレイ半島ジョホール王國バトバハに於て大正十年以來鐵鑛採掘を創め、爾來八幡製鐵所に原料鑛石を供給し當初は一ケ年に十萬乃至三十萬噸を供給するに過ぎなかつたが、漸次設備を改善し今や九十五萬噸の多きを供給するに至つた。日本産業株式會社はマレイ半島のトレンガヌに於て昭和五年度より年産三十萬噸を目標として事業に着手せるものである。

二 石油業 南洋地方の中特に蘭領東印度の瓜哇スマトラ及ボルネオの三島は、有望なる石油鑛區に富み、一八五三年モントレーに依つてラファン島に石油露面發見せられてより、漸次其發掘地帯を擴大し、近年著しき發達を遂げ

今日に於ては世界石油産額第四位乃至第五位を占むるの盛況に達した。會て戰時好況時代、久原鑛業株式會社が北ボルネオ東海岸地帯を探索したけれども好結果を見ず、其後邦人にして之に着手したものを見なかつたが、最近三井物産株式會社は日本石油株式會社と共同して B. O. M. (Borneo Oil Maatschappij) を設立し、蘭領ボルネオ東海岸地方に O. B. M. (Ost Borneo Maatschappij) の所有せる約一萬クワールの採油權を買収し、十年三月より事業に着手した。

### 第三節 海外拓殖事業の指導獎勵に關する施設

#### 第一目 政府の指導

##### 第一 海外資源の調査及紹介

邦人の海外企業として有望なる新資源の獲得は、海外進出の國際競争に立ち後れたる我國として、將又主要工業原料品及特殊食糧品等を海外よりの輸入に仰ぐ状態にある我國としては一日も之を忽にすべからざる實情にある。然るに之等資源の獲得に關しては地理、氣候、風土、交通、衛生に關する状態及企業し得べき産業の種類、企業方法、採算關係等に關し、科學的にして且つ精密周到なる實地調査を必要とするのであるが、斯る調査は専門家をして相當組織的に行はしむることが必要であり、且つ地域遠隔、交通不便等の關係上、多額の經費と日子とを要するから、從來内地企業家の熱心なる希望あるにも不拘一部の資本家を除いては容易に企劃し得なかつた所である。然し乍ら今日我國に於ては企業團體の海外進出を圖り、工業原料の合理的取得に依り、國內産業の振興を圖ると共に

一方海外市場の開拓貿易の促進等に依り、失業問題の緩和と國民精神の作興を圖ることが極めて緊要なことである。故に政府は特に海外に於ける資源の中

(1) 企業の見込みあるもの

(2) 内地工業と聯絡を有し、其原料を内地に供給し得るもの

等に付て、民間事業の各方面に於ける調査に援助と指導を與へ、之が具體化に努めつゝある。

##### 第二 移住適地の調査及紹介

國內の現状に鑑みてなるべく多數の移住適地を海外に調査し、其中有望なるものに對して敏速に具體的な移住計畫を樹て、最も安全に且つ平和的に邦人を移住せしむることは極めて緊要である。然るに斯の如き調査は前述の海外新資源の調査と同様に極めて實行困難な種々の事情があり、移住を希望する個人又は團體だけの力では容易に計畫し實行し得ない場合が尠くない。斯くては邦人の發展を期し得ない憾があるから政府は昭和四年度以來なるべく民間に於ける此種調査に援助を與へ、將來邦人の移住し發展する見込のある地方に付て各般の事情を調査せしめると共に、他面實際に移住者を入植せしむる場合に於て必要な具體的計畫等に關し調査せしめつゝあるが、將來此種の調査に依り新なる移住地を建設し得る見込である。

##### 第三 各種産業に對する指導

今日我海外發展の基礎を爲してゐる海外移殖民又は拓殖事業に従事してゐる者は、徒手空拳海外萬里の異郷に活躍してゐる者が寧ろ多數で、之等は多く技術的智識、經驗を缺き、爲めに往々にして豫期しない失敗を招くことがある。故に拓務省は適地適業の技術的指導を企圖しつゝある。例へばブラジル・サンパウロ州に於ける移民は多く珈琲單作

に偏し爲めに一朝珈琲の不作又は不況に遭遇するに於ては十年辛苦の結果が忽ちにして水泡に歸するの状態である。故に珈琲栽培に關する基本的指導を爲すと共に、他面珈琲單作の危険分散の爲めに珈琲以外の栽培物にして珈琲と併作し得られるものに關して、調査指導を爲すこととして居る。南洋に於けるゴム栽培業者に對しても同様の指導を爲してゐる。

以上の施設を行ふ爲めに一昨年より邦人事業の集團せる海外樞要の地に技術職員を配置又は増置し（以前はサンパウロ市に少數の技術員があつたばかりである）専ら邦人移民の農事及各種の拓殖事業の指導に當らしめてゐる。

## 第二目 政府の助成

### 第一 産業施設に對する助成

海外興業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社、アマゾン興業株式會社、日伯拓殖株式會社等の如く、海外萬里の異域に於て邦人の爲めに移民事業を經營する諸團體の事業は、其事業地が遠隔で且つ其根本に於て可成公益的性質を有するから、事業計畫當初に於ては相當の成果を豫想して計畫するけれども其實際に當つては國家に於て相當の指導と助成とを與へなければ到底所期の目的を達成することが出來ず、又將來の發展をも期し得ないのを常とする。仍つて政府は之等の事業經營團體に對し、特に移民の常に利用する産出諸施設、即ち倉庫、精米所、製材所、珈琲精製場、繰綿工場其他道路等の建設費に對し、相當の補助金を交付し事業の發達を期しつゝある。

### 第二 公益施設に對する助成

一 教育施設 政府は邦人が一地方に多數集團し子弟に對する教育機關設置の必要が認めらるゝ場合には、教育會を

設立せしめ、小學校の開設を爲さしめ、之が建設維持等に要する經費に對しては相等の補助金を交付する外、教師の派遣を斡旋する等異郷に在る者の子弟教育に遺憾なきを期してゐる。現在中南米諸國、滿蒙、支那、南洋方面に於て、邦人の集團する大都市又は移民地には殆ど小學校が設けられてゐる。然し邦人の數未だ多からざる地方に於ては勿論何等教育施設無く、爲めに子弟の教育に付不便を感じて居る地方も尠くはない。此點に就ては相當考慮中である。

二 衛生施設 海外に於ける邦人の爲に衛生施設の必要が認めらるゝ地方は、商業其他の爲に邦人の多數集團せる都會地ではなく、寧ろ都會より隔りたる農地々方である。即ちブラジルに於けるイグアツベ植民地、移住組合の經營するチエテ及バストス移住地、アマゾン地方に於ける南拓植民地、アマ興植民地の如き交通不便なる地方に建設せられた植民地、若くは南洋方面に於けるゴム園、麻園等の如く交通不便にして其上に何等施設の見べきものが無く、然も事業の性質上多數邦人の集合せる地方である。斯くの如き植民地若くは拓殖事業地に對し、政府は從來補助金を交付して醫療施設を爲さしめ、邦人に對しては勿論、地方土着民に對しても公益的に醫療の使命の發揮に努めつゝある。

三 移住者收容所 ブラジル其他遠隔の地に於ける植民地に、内地より渡航して移住する者が移住地到着と同時に彼等の住むべき住宅を造ることは不可能なことである。

又植民地經營者が各移住者の好みに應じた住宅を悉く準備して置くことも資金其他の點で不可能である。そこで移住者が、各自の住宅を宅成する迄假の宿とするバラツクを準備して置くことは移住地經營上の必須條件であるが、之は移住者保護を目的とする施設である故、政府は從來此種の施設に對し補助金を交付し移住地到着の移民に不便



なからしむることに努めてゐる。

### 第三 拓殖金融に関する施設

海外拓殖事業は外國領土内に於ける事業であり、且つ主として未開地に於て行はるゝ事業であるから、内地の事業に比し種々なる點で不便を伴ふものである。従つて政府に於ても之に對しては特別の保護助成の施設を爲さねばならぬ。而して現在最も必要とせられてゐるものは金融上の施設であらう。

我國の海外拓殖事業は地域及事業の性質上、之を南洋方面に於けるものと南米方面に於けるものと大別せられることは前述の通りであるが、拓殖金融の觀點からもこの區別は必要である。南洋方面に於ける邦人拓殖事業は、ゴム、麻其他の栽培事業、木材事業、鑛業及水産業等であつて、此種の事業は資金固定し其割合に利益の擧らないものであるから、これに對する金融も自ら長期低利のものでなければならぬ。即ち普通の銀行の如き金融機關に依る金融では不適當であつて、蘭領東印度に於ける拓殖銀行（カルチユアバンク）の如き特殊機關を必要とするのである。蘭領東印度には七、八個の拓殖銀行があつて、農業金融、農業直營及農業管理を主要業務とし、事業家に低利長期の貸付を爲し、擔保流れの際はその事業を引受けて之を兼營する能力を有してゐる。拓殖銀行が自ら農業の直營管理を爲すことは拓殖事業に對する理解を深からしめ、従つて貸付が圓滿に行はれ、確實なる事業家はその利益を享受することが出來、拓殖事業の發展に資する所著大である。蘭領東印度に於けるオランダの拓殖事業が成功したのは斯の如き適當なる金融機關が整備してゐた事に據る所が多い。然るに我國の立場から見れば、從來バダヴィア、スラバヤ、スマラン、マニウ、シンガポール、西貢、海防等に正金銀行、臺灣銀行、華南銀行、三井銀行等が支店を設け、其他の地方に代理店を置いてゐるが、之等の金融機關は主として貿易金融に従事するものであつて、それすらも未だ充分と云ふ

ことが出來ない。況や長期事業資金、不動産金融等に就ては遺憾の點が少くない。

臺灣銀行、華南銀行等は從來久しく此方面に對して努力して來たのであるが、歐洲戦後の財界反動以來整理に入り、現在に於ては南洋に對する金融の能力を缺いて居る状態である。更に内地普通銀行に至つては、拓殖事業に對して理解を有しない爲め、從來は勿論、今後と雖も新規貸出を爲す見込がない。

又外國金融業者は我國人の事情に通じない爲め貸出を好まず、假令貸出しても其條件が極めて、不利であつて、邦人事業家は常に金融機關に於ては外人に比し大なるハンディキャップを附せらるゝの状態である。南洋に於ける邦人の拓殖事業が諸外國のそれに比して不振なる理由の一半は、實に此處に存すると云つて過言ではない。

茲に於て邦人事業家に對し長期低利の金融を爲すため特殊の金融機關を新設しようと云ふ説もあるが、財界の現状より見て之が實現は至難であるから、適當なる既設の機關を利用するより外に途がない。東洋拓殖株式會社は其業務及び組織の點で蘭領印度に於ける拓殖銀行に類する所多いので、拓務省は東拓を南洋に進出せしめ南洋に於ける邦人事業家に長期低利資金の融通を爲さしめ以て事業促進に資せんとして目下鋭意之が具體化の方法を講じてゐる。

次に南米殊にブラジルに於ける拓殖事業に對する金融は南洋に於けるものとは稍其趣を異にしてゐる。ブラジルに於ける邦人の拓殖事業は珈琲、米、棉花等を栽培する小企業を主として居る。從來ブラジルに於て之が金融に當つて居るものは主としてサンパウロ州銀行、ノロエステ銀行、コメルシアル銀行、商工銀行等のブラジル銀行とコムミツサリオと稱せらるゝものである。コムミツサリオは、ブラジルの特殊事情に基いて發生したものであつて、農産物の委託販賣事業を本體とし、之に附帶して短期又は一年位の中期の金融を爲してゐるものである。ブラジル在住の邦人農業者は廣大なる面積に、然も邊鄙なる地方に小集團を爲して點在してゐる爲、ブラジル銀行の利用は充分に行はれ

す、寧ろ前述のコムミツサリオが農企業者に対する金融機関として最も恰好のものであるが、現在邦人にしてコムミツサリオを經營してゐるものは、唯東山農事株式會社あるのみであつて、不況時等には特に金融に困難を感ぜざるを得ない状態である。茲に於てブラジルの特殊事情に適應したる農事金融機関を設置することは刻下の急務であつて、務省に於ても大いに之が解決策を考究し、或は在伯駐在員をして之が對策を考究せしめ、或は特に調査員を派して其報告を俟つ等、銳意之が對策に關して研究を重ねてゐる。未だ成案を得るまでに至つては居ないが出來得る限り迅速に之が解決を計らうとして居る。近時南米方面に於ても、大規模の農企業を爲すもの續出し、之に對しては南洋同様長期低利金融の途を開く必要があるので之に關してもその對策を講究してゐる。

